

変わる滋賀 続く幸せ
Evolving SHIGA



令和4年度に向けた

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

国の施策および予算に関する 提案・要望



滋賀県では農薬や化学肥料を一切使わない農産物を「滋賀県産オーガニック」として国内外に発信しています。

滋賀県

令和4年度に向けた国の施策および予算に関する提案・要望

人 自分らしい未来を描ける生き方

提案・要望 1	国スポ・全国障害者スポーツ大会の見直しおよび開催に向けた支援の充実	1
提案・要望 2	「知る・守る・活かす」文化財の保存継承に向けた取組への支援	3
提案・要望 3	保育環境の充実	5
提案・要望 4	特別支援学校における学校環境づくりの推進	7
提案・要望 5	障害者の地域生活支援等の充実	9
提案・要望 6	再犯防止の推進	11
提案・要望 7	慢性の痛み対策の推進	13
提案・要望 8	鉄道駅のバリアフリー化の推進	15

経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

提案・要望 9	持続的で生産性の高い滋賀の農業の推進	17
提案・要望 10	新規就農支援策の継続	19

社会 未来を支える 多様な社会基盤

提案・要望 11	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	21
提案・要望 12	共生社会の実現に向けた支援等の充実	23
提案・要望 13	農業農村整備事業の推進	25
提案・要望 14	県土の発展と県民の安全・安心に資する道路整備の推進	27
提案・要望 15	住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進	31
提案・要望 16	いのちと暮らしを守る土砂災害対策の推進	35
提案・要望 17	滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援	37
提案・要望 18	近江鉄道線の活性化に向けた取組支援	39
提案・要望 19	鉄道ネットワークの維持・改善	41
提案・要望 20	産廃特措法事業完了後の財政支援の継続	43
提案・要望 21	浄化槽設置整備事業における財政的支援の充実	45
提案・要望 22	時代の変化に対応する警察活動推進体制の整備	47

環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

提案・要望 23	2050年CO2ネットゼロに向けた取組の推進	49
提案・要望 24	公的管理森林の持つ公益的機能の持続的発揮	51

全体の推進

提案・要望 25	新型コロナウイルス感染症を踏まえた持続可能な地方税財政基盤の確立	53
提案・要望 26	新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置	55

国スポ・全国障害者スポーツ大会の 見直しおよび開催に向けた支援の充実

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



- 開催県の負担軽減のため、国スポ・障スポ大会に係る経費負担の見直しや簡素化等を検討されたい。
- 延期の影響を緩和するための財政支援や、感染症対策への財政支援を拡充されたい。

【提案・要望先】財務省、文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 両大会の見直し

- 両大会開催に係る主催団体および国、開催県の経費負担を見直すとともに、式典や試合数、参加人員数、施設基準の見直しなど、両大会の簡素化を検討すること
- 荒天時や感染症流行時における開催可否等の具体的判断基準を定めること

(2) 開催に向けた支援の充実

- 両大会における感染症対策に要する経費への財政支援を拡充すること
- 開催延期の影響を受けた開催県への財政支援を拡充するとともに、スポーツ振興くじ助成金の適用拡大や協賛金交付金の増額を関係団体に要請すること

2. 提案・要望の理由

(1) 両大会の見直し

- スポーツ基本法において、両大会は主催団体（日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会）および国、開催県が共催するものであり、国は開催県に必要な援助を行うとされているが、開催経費の大半を開催県が負担しているのが現状。
- コロナ対策等で開催県・市町が多大な人的・財政的負担を抱えていることや、両大会が荒天やコロナにより、中止・延期といったリスクを抱える大会となったことを踏まえ、開催県・市町の重い負担を前提とした従来の開催方法については、3巡目国体のあり方検討を待つことなく、早急に改められる必要がある。
- 緊急時の開催可否等を速やかに判断するための具体的判断基準が求められる。

(2) 開催に向けた支援の充実

- 感染症流行時においても安全・安心な大会を開催するために必要な対策を十分かつ確実に実施できるよう、感染症対策に要する経費への財政支援が必要。
- 開催延期に伴う競技力向上対策費等の増加は、一部の開催県のみに生じたものであり、また、延期に伴い滋賀国スポの開催時期が大阪・関西万博と重なることで大型バス、宿泊施設および警備員の確保など大会運営への影響が懸念されることから財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 両大会開催に向けた取組状況

① 施設整備

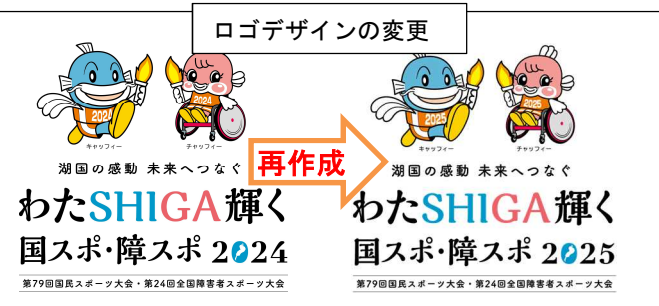
県民のスポーツ活動や健康づくりの拠点となる施設整備を推進。→予定どおり進捗。



② 開催準備

平成 25 年（2013 年）に開催準備委員会を設置し、以来、広報・県民運動、競技運営、式典、輸送・交通、宿泊・衛生、警備・消防などの取組を推進（延期に伴い、事業期間が 1 年延長）。

→延期に伴い、広報費等の開催準備事業費が増加。開催時期が大阪・関西万博と重なる。



③ 競技力向上対策

両大会に向けて、選手の育成・強化等を推進。

→延期に伴い、競技力向上対策事業費が増加。



(2) 延期に伴う国スポ・障スポ関連事業費への影響

- 開催準備事業費には財政支援をいただいたが、開催延期に伴う事業期間の延長や2024年のターゲットエイジの支援継続等に要する経費に影響が生じている。

「競技力向上対策経費」 + 4 億円（32億円→36億円）
「人員体制整備」 + 1 億円（14億円→15億円）

(3) 今後の課題

- 開催準備および大会運営の簡素化
- 感染症対策に伴う開催経費の増嵩

担当：文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課 総務企画係 TEL：077-528-3321



「知る・守る・活かす」 文化財の保存継承に向けた取組への支援

- 文化財の確実な継承に向けた保存・活用への支援の充実を図りたい。
- 既存公立博物館・美術館の展示見直しや設備改修に対する支援の充実を図りたい。
- 文化財の保存・活用を支える地方公共団体における文化財保護技術者の確保・育成に対する支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 文化財補助事業等の拡充

- 県および市町で行う文化財の確実な継承に向けた保存・活用への支援の充実

(2) 既存公立博物館等の施設改修に対する支援の充実

- 既存の公立博物館等の展示見直しや、展示や収蔵のための設備改修に対する支援の充実

(3) 文化財の保存活用を進めるための人材の確保・育成に対する支援

- 文化財の保存・活用を支える地方公共団体における文化財保護技術者の確保・育成のため、他府県等技術職員との人事交流等の支援

2. 提案・要望の理由

- 史跡の保存・活用を積極的に推進しながら、地域に根付く文化財をより多くの人々の支えにより守り続けるため、“文化財保存活用地域計画”に基づく施策および史跡等の整備、個人等で維持できなくなった文化財の公有化に対する支援の充実が必要。
- 既設の博物館等の更なる魅力向上を図り、来訪者の増加につなげるためには、改修に対する支援が必要。特に文化的・歴史的背景や価値をよりストーリー性のある分かりやすい展示に変えるための改修、調査により新たに得られた知見を展示に反映するための改修、老朽化した設備の更新等を行うためには、更なる支援の充実が必要。
- 文化財の保存と活用を行うために、文化財保護技術職員の確保・育成が重要。特に、人数が限られる文化財保護技術者の資質向上に向けた取組については、国からの支援が極めて重要。

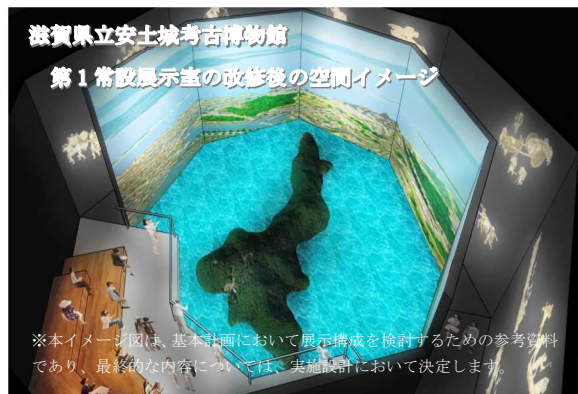
(本県の取組状況)

(1) 文化財補助事業等の拡充

- 《史跡伊勢遺跡保存整備事業》史跡伊勢遺跡を未来に継承するとともに、多くの方に活用していただくため、遺構展示施設や外構施設の整備工事を実施。(守山市)
- 《史跡芦浦観音寺跡保存整備事業》史跡芦浦観音寺跡の歴史や文化を来訪者が学べる水と緑あふれる拠点と憩いの場を目指した整備を実施。(草津市)
- 文化財保存活用地域計画に基づく施策への支援の充実
 - ・草津市、近江八幡市、甲賀市、高島市、多賀町の5市町が計画認定を受けて様々な保存・活用事業の取組を実施。
- 個人等で維持できなくなり、地方公共団体による公有化を検討せざるを得ない文化財が増加している。一方で、維持管理や保存修理に多額の費用が見込まれることから、公有化を躊躇する地方公共団体もあり、支援の強化が必要。

(2) 既存公立博物館の展示見直しや設備改修に対する支援の充実

- 滋賀県立安土城考古博物館は開館から30年近くが経過し、安土城跡にかかる新たな研究成果が蓄積されてきている中で、展示内容の陳腐化、展示室・収蔵庫等の設備の老朽化が進行している。本県では、令和2年度に安土城考古博物館の展示基本計画を策定しており、令和4年度以降、実施設計等を行ったうえで、最新の研究成果を反映させた展示見直しや展示室等の設備改修を予定。



- また、埋蔵文化財センターについても、施設・設備が老朽化しており、修繕・改修の時期を迎えている。既存施設等の拡張・増設に対する支援の拡充が必要。

(3) 文化財の保存活用を進めるための人材の確保・育成に対する支援

- 文化財の保存と活用を行うために、文化財保護技術職員の確保・育成が重要。より適切に文化財を保存・活用するための人材確保にむけた取組を実施。
- 更に技術を向上させるためにも、他府県等との人事交流等の取組が必要であり、引き続き国として実施に向けた支援が必要。

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
管理係 TEL：077-528-4670



保育環境の充実

- 人間形成の極めて重要な時期に行われる保育の支援の量の拡充と質の向上は大変重要であり、そのためには施設整備による受け皿確保に加え、保育人材の確保と保育に携わる職員にとって働きやすい職場環境を一層充実させることが必要である。

【提案・要望先】 内閣府、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の更なる処遇改善

- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるための、更なる処遇改善の実施

(2) 保育士等の配置基準の見直し

- 保育士の業務負担軽減と保育の質の向上に向けた保育士配置基準の早期見直し
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

(3) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 保育士有資格者が離職時等に住所などの連絡先の情報を届け出る制度の早期創設

(4) 保育人材確保のための交付金の創設

- 地域の特性に応じた保育人材確保策に柔軟かつ幅広く活用できる交付金の創設

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の更なる処遇改善

- 保育士として働きたくない理由は、「給与に不満」、「仕事量が多く、身体的な負担が大きい」、「休暇が取れない・取りづらい」などが大きな要因（R2.2 滋賀県調査）
- コロナ禍において医療従事者などの就業を支え、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士等の努力に応えるため、更なる処遇改善が必要。

(2) 保育士等の配置基準の見直し

- 保育士の負担軽減に向けて配置基準の見直しの早期実現が必要。
（1歳児6：1→5：1、4・5歳児30：1→25：1）
- 離乳食や、アレルギー成分を除去しなければならない児童への対応のため、公定価格の基本分単価の基準を超えた調理員配置への拡充・加算等による支援が必要。

(3) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 保育士確保のために、所在が確認できない潜在保育士に再就職のアプローチをする全国的な仕組みづくりが必要。
（「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」に盛り込まれた、離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の早期検討・早期実現）

(4) 保育人材確保のための交付金の創設

- 現行の補助制度の枠組みを超えて、自治体で取り組んでいる地域の特性に応じた保育人材確保策に柔軟かつ幅広く活用できる交付金の創設が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の更なる処遇改善

○県内の給与状況「決まって支給する現金給与額（男女計）」

滋賀県 全産業 32.8万円 > 保育士 26.1万円（差額 6.7万円）

（全 国 全産業 33.1万円 > 保育士 25.0万円（差額 8.1万円））

（出典：令和2年賃金構造基本統計調査をもとに算出）

○本県が令和元年度に実施した保育士実態調査の結果

- ・勤続年数が3年未満の退職者が多い
- ・仕事量が多く、責任が重いことなど、仕事内容に見合った給与となっていないことから、保育士として働きたくないと考えている
- ・身体的な負担や休暇が取れないことなど、労働環境の改善が望まれている

○日々、新型コロナウイルス感染の不安を抱えながらも勤務を継続

新型コロナウイルス感染症による休園および感染者状況（R3.4～R3.8）

	延べ休園数					感染者数					
	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	
保育所	6	8	2	2	21	保育士等	7	12	8	6	38
認定こども園	1	8	2	4	11	園児	4	20	4	6	96
地域型保育	1	1	0	0	3	計	11	32	12	12	134
計	8	17	4	6	35						

（滋賀県調べ）

(2) 保育士等の配置基準の見直し

○1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助

○現場の調理員は、離乳食や衛生管理、食育指導に加え、アレルギー除去のための業務が求められ、現行の基本分単価の基準による体制では対応が困難

[1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）]

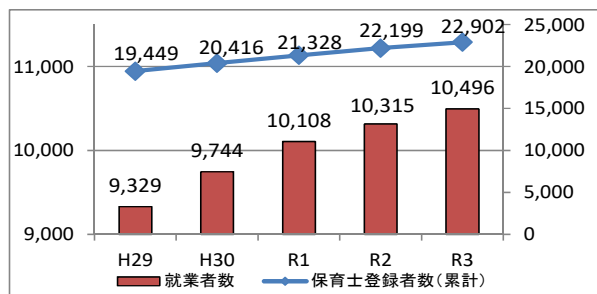
[食物アレルギー児童数]

施設類型	利用定員	40人以下 (1人配置)	41～150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)	R3.4.1在籍 児童数	食物アレル ギー児童数	アレルギー 児童の割合
	私立保育所		1.6人	2.9人	4.5人	13,213	720
私立認定こども園		2.0人	3.2人	4.9人	9,824	609	6.2%

（滋賀県調べ）

(3) 保育士有資格者の届出制度の創設

〔県内の保育士登録者(累計)と就業者数〕(速報値)



○県内登録保育士の就労は半数(46.5%)にとどまっている

○住所や就労等の情報を届けていただく「保育士有資格者登録制度」を創設し、潜在保育士の保育現場への復帰を推進【R3.9月末時点 828人登録】

(4) 保育人材確保のための交付金の創設

○本県では、市町とともに保育士等の奨学金返還に対する補助制度を創設した

○こうした独自の取組を支援するための仕組みが必要

担当：健康医療福祉部子ども・青少年局子育て支援室
TEL 077-528-3557

特別支援学校における学校環境づくりの推進

- ▶ 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業を市町へ委託して実施する場合も補助対象に加えられたい。また、特別支援学校の教育環境改善のための施設整備が進むよう建築単価の見直しによる補助制度の拡充を図られたい。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学に係る保護者支援のための補助制度の拡充

- 医療的ケア児童生徒の登下校時に、保護者に代わり医療的ケアを実施する看護師の派遣や保護者に代わる事業者が医療的ケア児童生徒および同乗する看護師の送迎を、**県が市町に委託して実施する場合も補助対象とするよう補助制度を拡充**

(2) 施設整備に対する補助制度の拡充

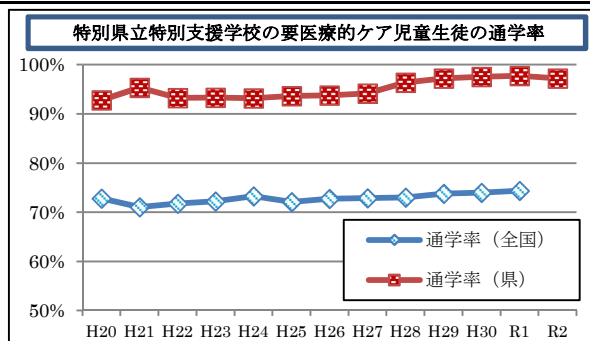
- 特別支援学校の教育環境の改善に資する施設整備の推進を図るべく、補助金算定の基礎となる**建築単価の見直しによる補助制度の拡充**

2. 提案・要望の理由

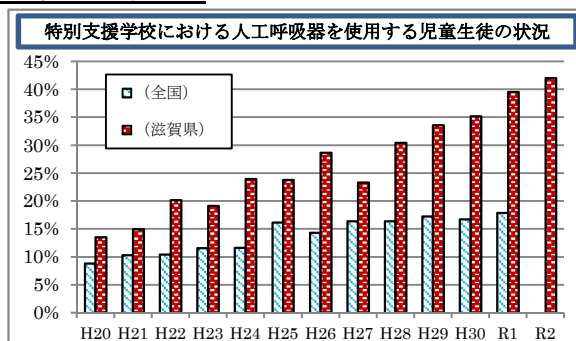
- 本県では、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援について、就学前・中・後で切れ目なく市町や事業者との関係性を継続するために、市町への委託により実施しているが、現在の国の補助対象は、県が直接、看護師等の配置をする場合の経費に限られているため、補助の対象外である。
- 特別支援学校の「設置基準」への対応や、教室不足の解消に向けた施設整備、ZEB化の取組等を着実に進めるため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の状況



【 高い通学率 】



【人工呼吸器を使用する生徒の増加】

(2) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者への支援

事業内容

通学途中に医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、看護師が同乗する車両で特別支援学校と自宅等の間を送迎し、医療的ケア児童生徒の通学送迎に係る保護者の負担を軽減する。



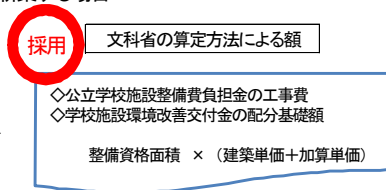
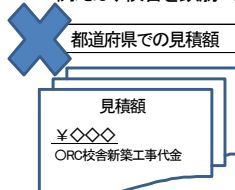
- ・令和2年度から実施
- ・1人あたり年10回(片道)
- ・県と市町、教育と福祉が連携して実施(事業費は県負担)
- ・令和3年度予算:19,616千円

(3) 施設整備に係る補助について

○特別支援学校での教室不足解消に向けて集中的に取り組むための取組計画ロードマップ

学校名	学部	障害種別	整備区分	年次					施策効果
				R2	R3	R4	R5	R6	
草津養護学校	小中高	知・肢	増築		設計	工事	供用		受入人員、教室増
守山養護学校	小中	病	新築	設計	工事		供用		管理諸室増

例えば、校舎を鉄筋コンクリート(R)造で新築する場合・・・



着実な施設整備の推進のため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

いずれか少ない方を採用するが、この乖離が大きく実際の費用に比較して負担(交付)額が少ない。

○文部科学省の令和3年度建築単価は 215,500 円/㎡ (特別支援学校・R造) となっている。

○当県での過去の実績 (平成27年度 R造 小中部増築分 (公立学校施設整備費負担金の適用))

実際の工事単価 250,230 円/㎡ > 建築単価+加算単価の計 188,100 円/㎡

担当：教育委員会 教育総務課施設整備係 特別支援教育課企画管理係
TEL 077-528-4516 077-528-4640



障害者の地域生活支援等の充実

- ▶ 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が自ら望む生活を送ることができる社会の実現は重要。そのために障害者の地域生活への支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービスの整備を計画的かつ確実に実施するための一定規模の予算の確保
- 重症心身障害者や強度行動障害対応の事業所整備に対するかかり増し経費に対する加算の充実
- 今年度で終了する福祉型障害児入所施設での年齢超過児の受け入れに係るみなし規定について、地域の受け入れ体制の整備状況に応じて延長を可能にするなど柔軟な取扱いの実施

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を計画的かつ確実に実施するための必要な財源の確保
- 地域特性等に関わらず障害者の社会参加に不可欠な移動支援事業の地域生活支援促進事業への位置付けの見直し

2. 提案・要望の理由

- 県障害福祉計画におけるサービス量の整備目標を達成するためや、各地域で地域生活支援拠点を含む事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が重要。
- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっているが、地域の特性等に応じ、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施しており、その安定的、継続的な事業実施のためには、十分な財源の確保が必要。
- 特に、移動支援事業は障害者の社会参加に不可欠なサービスであり、市町の地域生活支援事業において最もニーズが高いため、安定した財源確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、近年、高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和4年度の概算要求額も、令和3年度と同額であり、新たな障害者プランに基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移（単位：百万円）



年度等	H30 当初	H30 補正	H31 当初	R1 補正	R2 当初	R2 補正	R3 当初
国予算額	7,200	5,000	19,500	8,300	17,400	8,200	4,800
県予算額	219	342	350	359	606	384	642
国庫内示率	93.9%	65.0%	100.0%	34.7%	100.0%	100.0%	14.4%
採択数/協議数	3/3	2/6	1/1	7/13	11/11	6/6	1/7

【共同生活援助】R5 サービス見込量：1,634人分、R1 年度末整備量：1,443人

- 施設入所者の地域生活への移行を進めるため、地域において生活の拠点となるグループホームや日中活動の場を重点的に整備するとともに、強度行動障害や重症心身障害への対応が可能となるよう、車イスや機械浴槽への対応等、県単独の上乗せ補助を実施。
- 今年度で終了する、福祉型障害児入所施設での年齢超過児の受け入れに係るみなし規定について、地域の受け入れ体制の整備が計画通りに進まない状況があることから、地域の実情に応じて延長を可能とするなど柔軟な取扱いが必要。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 国庫補助実績（県事業・市町事業計）

	H28	H29	H30	R1	R2
国庫所要額	1,050,730	1,122,004	1,159,235	1,204,387	1,241,613
国庫受入額	647,593	725,780	745,504	753,942	768,709
充足率	61.6%	64.7%	64.3%	62.6%	61.9%

- 移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の18%（R2実績）と最も高い割合を占める事業の一つであり、障害者の社会参加を促進するためには安定した財源確保が必要。

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係
社会活動係
TEL 077-528-3542

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 県および市町において実施される、再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画に基づく取組が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 令和2年度をもって終了した法務省「地域再犯防止推進モデル事業」の成果や課題と、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえた、必要な財政措置による支援

2. 提案・要望の理由

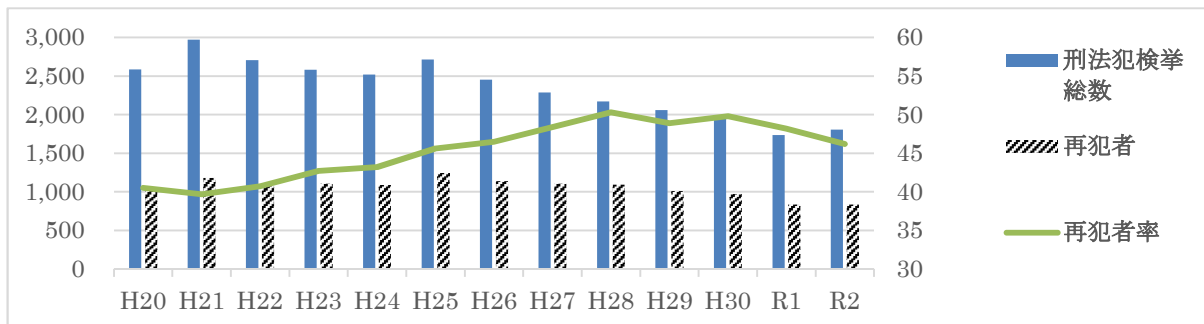
- 犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められている。
- 特に、①刑事司法関係機関と保健医療・福祉サービスとの連携強化、②県と更生保護協力組織との連携強化、③市町における取組の促進、④地域の支援者、再犯防止に取り組む雇用主や福祉事務所等が安心して受け入れができるよう支援者支援を進めることが必要であり、本県としても、県再犯防止推進計画に基づいた取組を進めているところ。
- 市町の再犯防止推進計画の策定状況は、県内19市町中、4市町（草津市、甲賀市、野洲市、日野町）においては地域福祉計画のなかで地方再犯防止推進計画としての内容も含めて策定されており、7市においては今後の策定を検討されているところ。
- 県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施していくためには、国による財政措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・令和2年における検挙（送致）人員は1,807人、うち再犯者834人で再犯率は46.2%。（全国 R2：49.1%）

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2



(2) 令和3年度における本県での再犯防止の取組

- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援
3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続して実施
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化
県独自の顕彰制度の創設、保護司へのアンケート実施、県民向けフォーラム開催
- ③ 市町における取組の促進
担当者会議等を通じた継続的な働きかけ（法務省の地域連携協議会と連携）
- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進
入札参加資格審査の優遇制度の拡充（令和4年度から）

(3) 滋賀県再犯防止推進計画（平成31年3月策定。令和6年3月までの5年間）

基本施策：

- ① 国・民間団体等との連携強化、
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進、
- ④ 非行の防止と修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

(4) 令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」



担当：健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519



慢性の痛み対策の推進

- ▶ 全人口の20%が有しているとされる慢性の痛みについては、本人のQOLの向上のため取組を推進することが極めて重要であることから、一層の支援を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業の地域定着

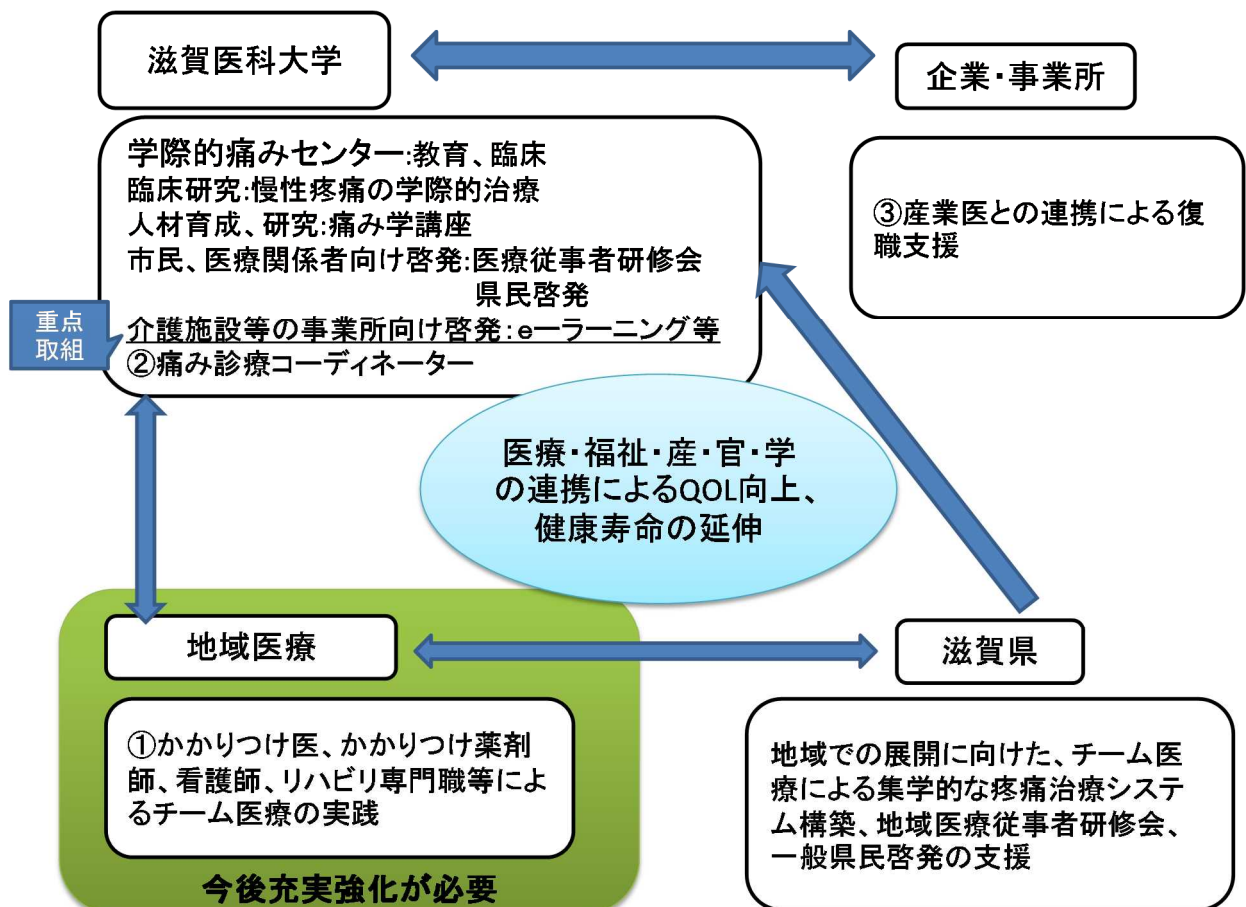
- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくり
- 「慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業」について、地域医療の推進に向けた先駆的な取組を後押しするための更なる財政的支援

2. 提案・要望の理由

- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、診療連携体制の拠点である「痛みセンター」を中心に、医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職・臨床心理士などの医療従事者の人材育成の強化が必要であり、各診療科・職種横断的な集学的診療体制の構築が必要。
- 慢性の痛みの予防、重症化防止、円滑な就労支援のためには、社会福祉施設等の産業保健スタッフ、管理職、社員の理解を深めるための啓発活動が必要。
- モデル事業の成果として「痛みセンター」と開業医、心療内科のネットワークづくりが進められ、疼痛治療に関わる各医療機関の役割分担が明確になることで集学的治療の取組が進んできたが、医療機関の連携を更に広める必要。
- 例えば滋賀医科大学医学部附属病院では、コロナ禍の影響により受診増となっている精神科等から「痛みセンター」へ紹介される患者が増えており、慢性疼痛に関し、一般診療科から「痛みセンター」へ適切に連携できるための更なる体制構築が必要。
- 一方、「痛みセンター」の設置に必要な器質的な医療の専門医、精神心理の診療の専門家、診療・評価・治療を補助するスタッフ等の配置に係る全ての経費を診療費で賄うことが難しい状況である。このため、「痛みセンター」での診療について、必要なスタッフの配置を含めた診療報酬の加算対象とする等、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくりが必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県においては、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)に平成25年から「痛みセンター」が設置されている。令和元年度からは滋賀医科大学医学部附属病院ペインクリニック科 福井聖病院教授が「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」(近畿地区)の代表者として、近隣医療機関との連携や人材育成を進めているところ。(「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」には平成29年度から参加)
- 滋賀医科大学附属病院の「痛みセンター」においては、先駆的に①地域医療の推進に向けた医療人材の育成や、②「痛みセンター」とかかりつけ医の連携体制の構築、③産業医との連携による勤労世代の復職支援、④eラーニング等で介護施設等の事業所に対する啓発に取り組んでいる。
- 本県では滋賀医科大学の「痛みセンター」が有効活用されるよう地域医療総合確保基金を活用し、滋賀医科大学に対して補助事業を実施している。
- しかし、「痛みセンター」運営は経費的に不安定であり、将来に渡り、必要なスタッフを安定的に雇用できるようにするためには診療報酬加算等の仕組みが必要。



担当：健康医療福祉部健康寿命推進課難病・小児疾病係
TEL 077-528-3547



鉄道駅のバリアフリー化の推進

- 歳を重ねても身体が不自由になっても安全に安心して出かけることができる社会をつくるため、バリアフリー化整備への支援を拡充されたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

鉄道駅のバリアフリー化の更なる促進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

2. 提案・要望の理由

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正により、これまでの「1日当たりの平均的な利用者数が3000人以上」の駅に加えて、「1日当たりの平均的な利用者数が2000人以上3000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設」である駅について令和7年度までに移動等円滑化を進めることとされ、対象となる駅の範囲が拡大された。
- 本県では、これまでから独自制度を活用しながら、利用者数にかかわらず、鉄道駅に対するバリアフリー化を促進しており、国においても範囲を拡大された対象駅への予算確保が必要。
- 一方で、高架等に設置された駅では、ホームへの昇降に長い階段等を使用しなければならず、更なる高齢化等に対応するためには利用者数にかかわらず、エレベーター等の設置の積極的な推進が必要。

利用者数2,000人未満のJR駅におけるバリアフリー化状況

	湖西線	北陸本線	東海道本線	草津線
2,000人未満駅数	6駅 (全て高架駅)	7駅 (高架1地上6)	3駅 (全て地上駅)	4駅 (全て地上駅)
うち未整備駅数	5駅	4駅 (高架1地上3)	3駅	0駅

(本県の取組状況と課題)

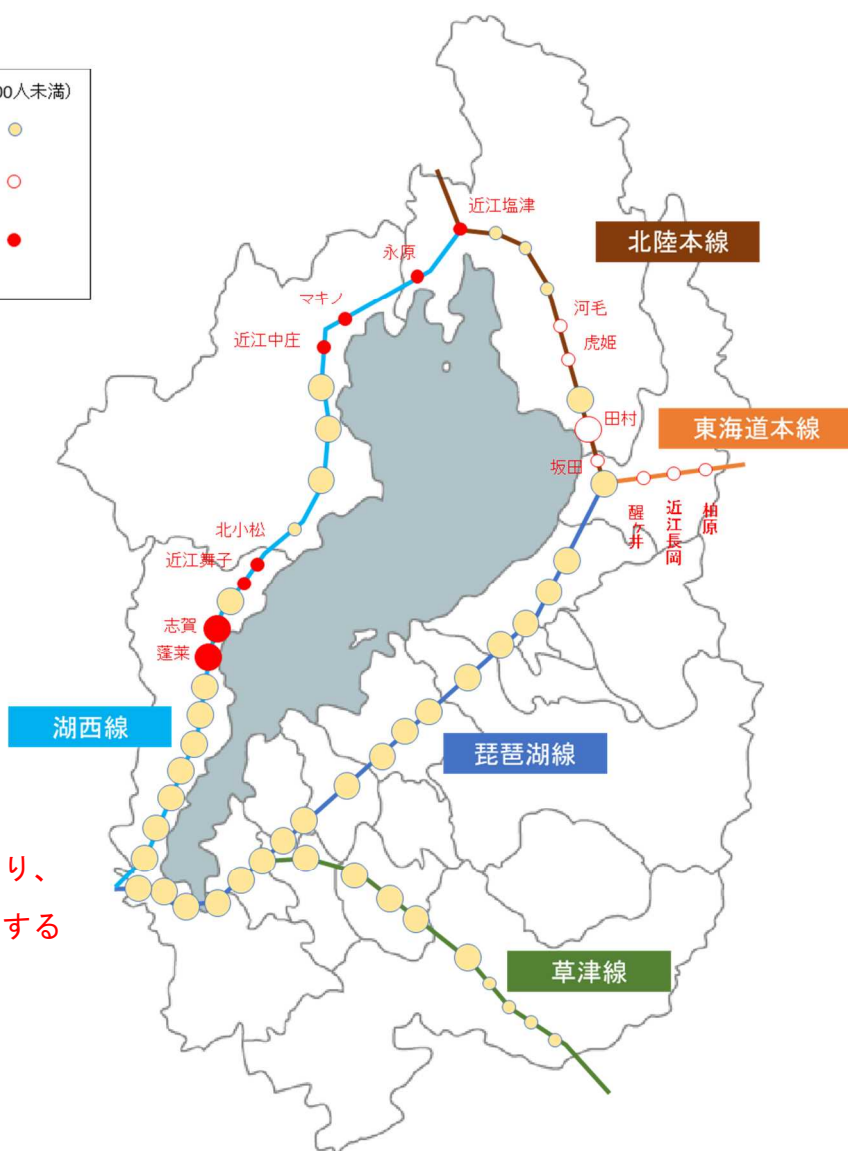
(1) 鉄道駅のバリアフリー化

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進。
- 県内JR駅は、利用者数 3,000 人以上では全駅が整備済みまたは整備中であり、2,000 人以上 3,000 人未満では 4 駅中 1 駅が整備済み。
- 今後、更なる高齢化の進展等に対応するため、高架等の高所に設置された駅の整備を積極的に進めることが必要。

(2,000人以上) (2,000人未満)	
バリアフリー化整備済み	● ●
バリアフリー化未整備	○ ○
未整備のうち高架駅	● ●



JR湖西線は全線が高架であり、ホームまで建物3階半に相当する長い階段を上る必要



担当：土木交通部交通戦略課
広域鉄道ネットワーク係
TEL 077-528-3684

持続的で生産性の高い滋賀の農業の推進

- 本県農業の持続的な発展のためには、農業の生産性向上と琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現との両立が重要。よって、これらの両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の推進に対して、安定的な支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

みどりの食料システム戦略の実現に係る支援の充実

- 令和4年度予算に概算要求されている、「みどりの食料システム戦略」推進に関する事業の県域での活用に対する支援
- 琵琶湖の水質保全だけでなく、脱炭素社会の実現にも資する、環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組を含めた予算枠の拡大
- 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の必要な予算の確保

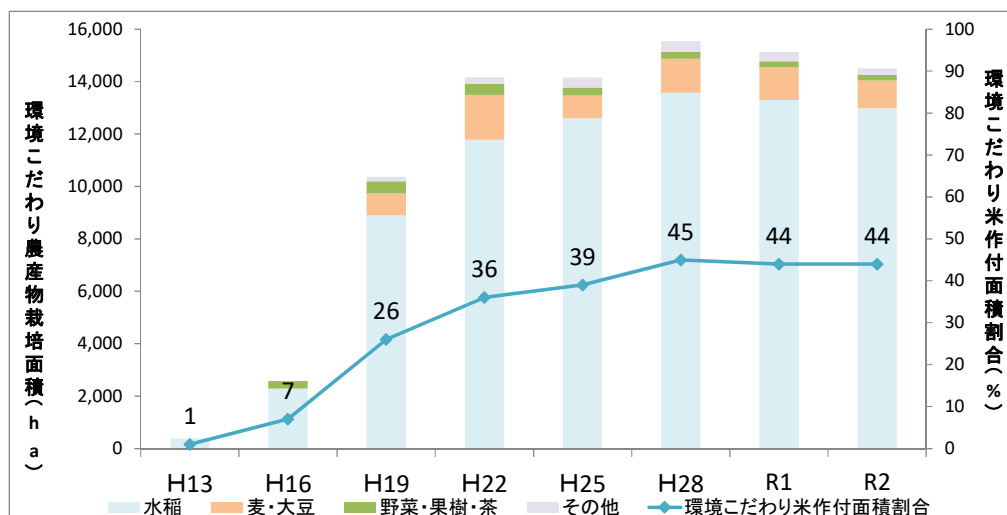
2. 提案・要望の理由

- 本県では、平成15年3月に滋賀県環境こだわり農業推進条例を制定し、県民一体となって環境こだわり農業（※）を推進しており、今年度は「しがCO₂ネットゼロ」を目指し、CO₂排出削減効果の高い、堆肥の施用やオーガニック農業等の更なる普及・推進に努めているところ。
 ※化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減し、環境に配慮して農作物を栽培すること。
- さらに、令和3年4月に、持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（しがの農業みらい条例）を施行し、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させるとともに、琵琶湖をはじめとする環境との一層の調和を図る農業を進めることとしている。
- 農業者と関係団体・行政が一体となって、これらの取組を進めていくためには、「みどりの食料システム戦略」の推進に関する国事業の積極的な活用が必要。
- 特に、有機農業の取組について、本県では「オーガニック近江米」として県域での産地化を目指し、JA系統が集荷し県内卸を通じて、大手量販店等に大ロットで販売できる体制を構築しているところ。
- 令和4年度で概算要求されている国事業においては市町主導の取組が想定されているが、本県において戦略を面的に推進するためには、県域で事業を活用し、市町を先導することも必要。
- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るとともに、CO₂排出削減効果の高い取組をより強力に推進するため、環境保全型農業直接支払交付金への更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 環境こだわり農業の推進について

- より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、国民的資産と位置づけられた琵琶湖を次の世代に引き継ぐため環境こだわり農業を農政の核として推進
- 環境こだわり農産物の取組面積は 14,507ha (R2) まで拡大し、本県主要農作物の米について、環境こだわり米の作付面積の水稻作付面積に対する割合は 44%。
- 環境直接支払交付金の取組面積は 12,978ha (R2) で、耕地面積の 30.3% を占める。



環境こだわり農産物の栽培面積の推移

(2) オーガニック（有機）農業の取組状況

- 環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大に向け、オーガニック農業を象徴的な取組として推進



担当：農政水産部 食のブランド推進課 環境こだわり農業係 TEL 077-528-3895



新規就農支援策の継続

- 農業の担い手の確保・育成を図るため、これまで通りの全額国費による新規就農支援策を継続されたい。

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

全額国費による新規就農支援策の継続

- 令和4年度予算に概算要求されている新規就農者育成総合対策における資金面の支援について、地方自治体に負担を求めることなく、これまで通りの全額国費による事業の実施

2. 提案・要望の理由

- 農業の就業人口が大幅に減少する中、農業・農村を維持するには、新規就農者の早期の経営安定を支援するなど、新規就農者を安定的に確保・定着を図ることが重要。
- 平成24年度から新規就農支援策として、就農準備の研修や経営を開始する際などに、国が全額負担する資金交付等の支援を実施。
- 令和4年度の概算要求において、これら支援について地方自治体（都道府県）に1/2を負担することを求められている。
- 本事業をはじめ経営所得安定対策など、日本農業の担い手を下支えする施策は、全国一律に国の負担のもと実施されるべきもので、地方の財政力等によって差を生じさせてはならない。仮に、地方交付税措置されたとしても、本事業費は、到底負担できる金額ではない。
- 日本農業の担い手を確保するために国策として国が全額負担する形で制度を構築し、既に10年継続し定着している事業について、地方との議論や効果の検証をせずいきなり地方に負担を強いることは、到底納得できるものではない。

(本県の取組状況と課題)

(1) 新規就農者支援施策の活用状況

○ 本県における活用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①経営開始型	89人 115百万円	89人 110百万円	85人 117百万円
②準備型等	21人 32百万円	13人 22百万円	10人 18百万円
③農の雇用	37人 44百万円	40人 48百万円	49人 59百万円
合計	147人 191百万円	142人 180百万円	144人 194百万円

①、②は県事業、③は全国農業会議所の事業の内数のため概算の金額

(2) 新規就農の状況

○ 本県における就農の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規就農者数	93人	100人	111人
(内自営)	(48人)	(47人)	(38人)
(内就職就農)	(45人)	(53人)	(73人)

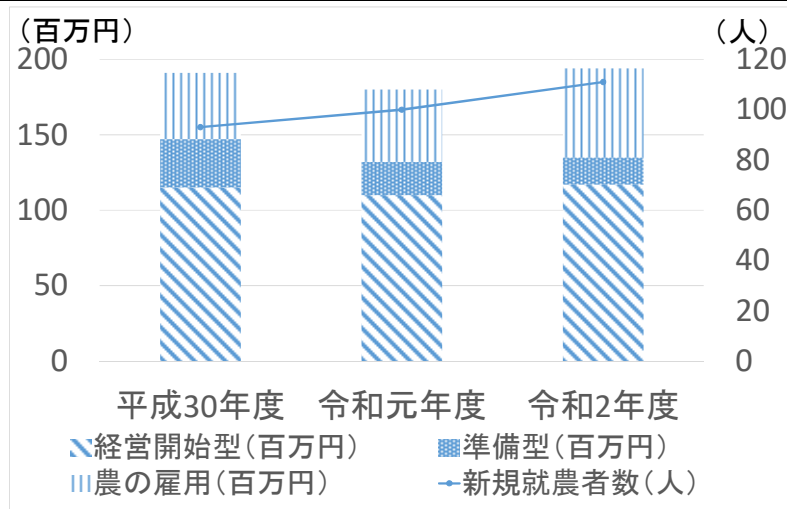


図 新規就農支援額と新規就農者数の推移

担当：農政水産部農業経営課戦略推進係
TEL 077-528-3845

D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進

➤ どの自治体も取り残さないデジタル社会を形成していくために必要な支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 デジタル庁、総務省

1. 提案・要望内容

(1) デジタル人材の確保・育成

- デジタル人材、セキュリティ人材の育成強化
- 外部人材の登用が容易となる法制度、給与体系等の制度的課題の整理・検討

(2) システムの標準化・共通化等への支援

- 基幹系 17 業務の標準化に必要な情報提供、各自治体状況に応じた相談等支援
- 手順のワンスオンリー化に必須のベース・レジストリの計画的整備

(3) マイナンバーカードの普及・利用拡大

- マイナンバー制度の理解促進等によるマイナンバーカードの取得促進に向けた取組強化
- マイナンバーカードと運転免許証、健康保険証の一体化の迅速かつ円滑な実施

(4) 財政措置の拡充

- 自治体デジタル化に必要な地域デジタル社会推進費の継続、充実強化
- 特に基幹系業務システム変更により影響を受ける各自治体システムの改修、デジタル人材育成、デジタルデバイド対策に要する経費への継続的な財政支援の充実

2. 提案・要望の理由

(1) デジタル人材の確保・育成

- D X 推進の要となるデジタル人材の内製化に必要な専門的研修の実施や取組への支援、および外部専門人材の導入等に必要な雇用環境の整備が必要。

(2) システムの標準化・共通化等への支援

- システム構築期間を考慮した円滑な移行のための早期情報提示や相談対応、およびシステム間のデータ連携促進のためのベース・レジストリ等の計画的整備が必要。

(3) マイナンバーカードの普及・利用拡大

- デジタル社会の恵沢を社会全体で享受するための基盤形成として必要。

(4) 財政措置の拡充

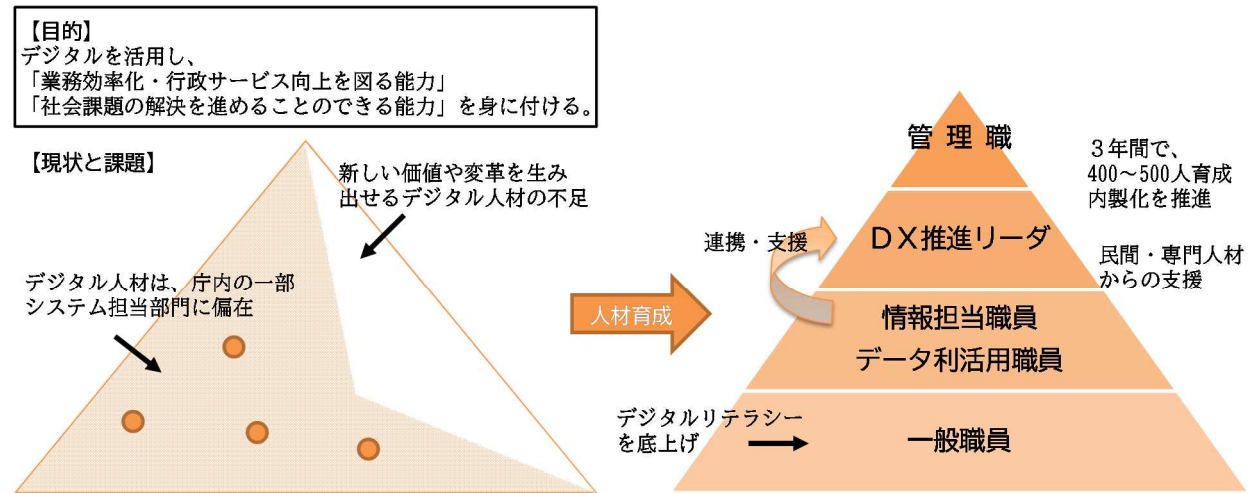
- 各自治体の本格的な D X 推進はこれからであり、財政支援の継続・充実は不可欠。

(本県の取組状況と課題)

滋賀県デジタル社会推進本部において現在、全庁的なデジタル人材育成に向けた研修、また県内市町のDXを民間協力企業等と共に支援する滋賀県DX官民協創サロンの取組等を開始しており、今年度中に(仮称)滋賀県DX推進戦略を策定し、今後3年間で集中的に取り組む事業の充実強化を図っていく予定。

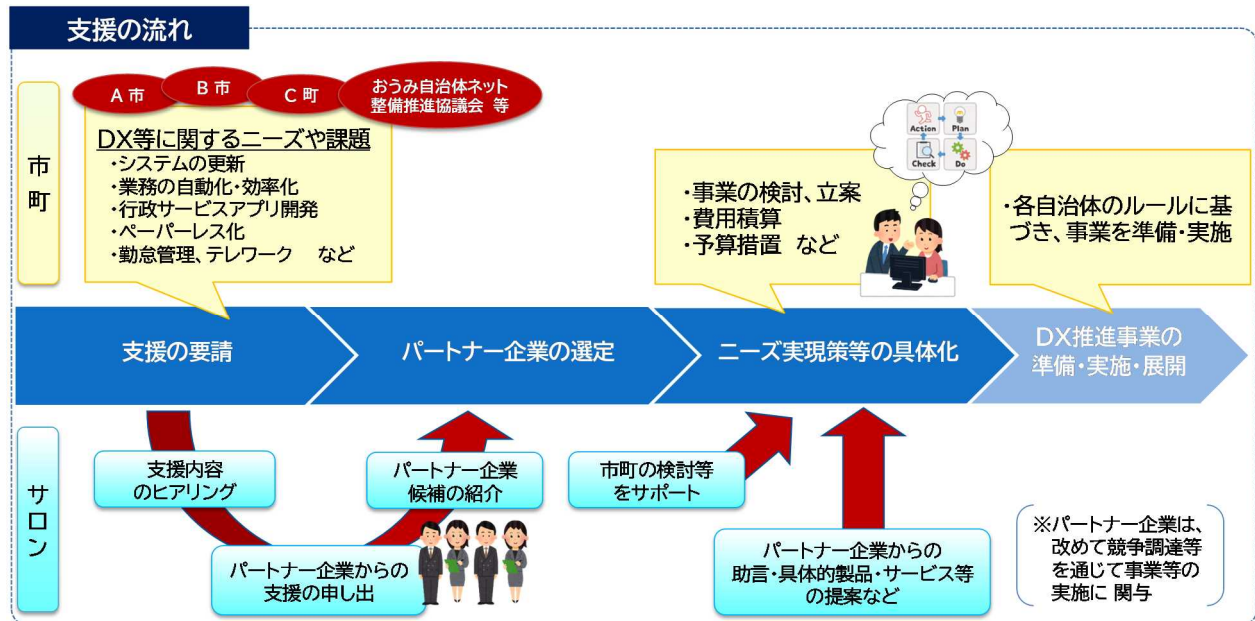
(1) デジタル人材育成に向けた研修等の取組

～2024年の県行政組織のデジタル対応力の基盤形成をめざして～



(2) 滋賀県DX官民協創サロンの取組

～高い専門性を有する企業とのマッチングや相談対応など市町のDX推進(デジタル技術を活用した業務改革や地域課題解決、新規事業立案等)の取組を支援～



担当：総合企画部情報政策課地域デジタル化連携推進室
TEL 077-528-3382



共生社会の実現に向けた支援等の充実

- 障害の有無にかかわらず、すべての人に居場所と出番のある共生社会の実現に向けた支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】 内閣府、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- 事業者向け合理的配慮提供のための助成事業の新設
- メディア等を活用した合理的配慮、障害の社会モデルの普及・啓発の促進
- 国、都道府県、市町との役割分担の明確化と体制整備

(2) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の新設

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業が続けられるための支援の充実

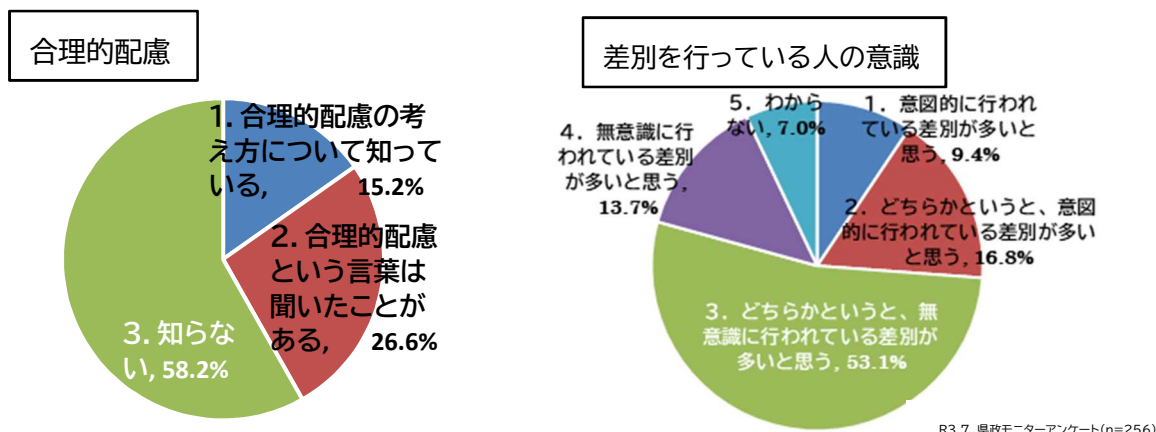
2. 提案・要望の理由

- パラリンピックを機に高まった障害者への理解を一過性のものとせず、今後予定される改正障害者差別解消法の円滑な施行のためには、特に事業者に向けた丁寧な周知・啓発および環境整備を促進するための支援措置等が必要。
- 民間事業者や自治会などの合理的配慮の提供を後押しするために、好事例となる取組を支援するモデル事業が必要。
- 糸賀一雄記念財団が平成30年度から厚生労働省の「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を受託し、令和4年度で5年目の節目を迎える。今後は、本事業を通じて各地で養成された「福祉語り部」や福祉団体を核として、都道府県単位で、共生社会の理念等を浸透させる取組を、主体的かつ継続的に展開できるような施策が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

○ 本県においては、令和元年10月から事業者に対しても合理的配慮の提供を義務付け、合理的配慮の提供の考え方や障害の社会モデルの理念についての普及啓発に努めてきているものの、幅広い層への浸透は進んでいない状況である。



【本県の普及啓発活動】

- ・合理的配慮の先駆的取組に対する助成モデル事業
- ・事業者、県民等を対象としたフォーラムや出前講座の開催
- ・小学生向け教育資材の作成、提供
- ・関係団体と共同した啓発資材配布
- ・県、市町の広報媒体やパンフレット、チラシによる随時啓発 等

(2) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の新設

【厚生労働省主催】 令和元年度 共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業

共生社会フォーラム

in 滋賀

〈2020 | 全体フォーラム〉
シンポジウム・講演・映像視聴・表現活動鑑賞
をとおして考える「これからの共生社会」

令和2年2月7日(金)10:30~19:00
(入場無料)

大津プリンスホテル(滋賀県大津市にお浜4-7-7)

参加定員: 300名 / 参加無料【要申込】

厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。

H30: 埼玉、福岡、北海道、岡山、滋賀

R1: 埼玉、鳥取、兵庫、岩手、長崎、岡山、滋賀

R2: 鹿児島、新潟、千葉

R3: 7県で開催予定

担当：健康医療福祉部障害福祉課

共生推進係 TEL 077-528-3541

社会活動係 TEL 077-528-3542



農業農村整備事業の推進

- 農業生産基盤の強化や農村を支える共同活動等への支援は、農業・農村の持続的な発展や多様な人々が住み続けられる農村の実現に重要。よって、農業農村整備事業の一層の推進を図られたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業農村整備事業関係予算の令和4年度当初予算枠の拡大および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について2年目以降も1年目と同様に十分な予算の確保
- 多面的機能支払および中山間地域等直接支払に係る推進交付金の予算確保
- 再生可能エネルギーの導入による地域の実情に応じた地域循環型エネルギーシステム構築に向けた事業制度の充実

(2) 財政支援の拡充・継続

- 農業水利施設の維持管理事業の地元負担軽減につながる地方財政措置の適用、および長寿命化対策推進のための地方単独事業に係る「公共施設等適正管理推進事業債」の継続

2. 提案・要望の理由

- 農業競争力強化のための農地整備、農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策などを着実に進めるため、農業農村整備事業の当初予算枠の拡大、特に国土強靱化5か年加速化対策について2年目以降も1年目と同様に十分な予算を確保することにより、新規地区の計画的な採択と継続地区の着実な事業推進が必要。
- コロナ禍を通じてその価値が再評価される一方で、人口減少や高齢化が進行する農村地域において、農地・農業用水路等が地域共同活動により持続的に保全管理できるよう、多様な人材の確保や活動組織の広域化を推進するため、多面的機能支払および中山間地域等直接支払に係る推進交付金の十分な予算の確保が必要。
- 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの実現を目指しており、地域の実情に応じた地域循環型エネルギーシステムの構築に向けたきめ細やかな事業制度の充実が必要。
- 国土強靱化に資する土地改良施設維持管理事業における整備補修を円滑に実施するために、地元負担軽減につながる地方債の適用が必要。また、地域のニーズを反映した末端施設の長寿命化対策を推進していくための地方単独事業に係る「公共施設等適正管理推進事業債」の継続を望む。

(本県の取組状況と課題)

(1) 次世代を見据えた農業競争力の強化

■取組状況

- 農地中間管理機構を活用し、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進
- 農産普及部門と連携し、土地改良事業計画と高収益作物栽培計画を一体的に関係者と議論



農地の大区画化



暗渠排水の整備

高収益作物の導入



キャベツ栽培

スマート農業の導入



自動操舵付きトラクター



自動給水柱

■課題

- ▶ 担い手への農地の集積率は、全国高位の 62.1% (R2.3 現在)。一方、水田農業の盛んな本県では、野菜等の産出額は伸長しているものの全国的には低位
- ▶ 水田をフル活用した野菜産地の創出を目指す農業生産基盤を推進し、県下に横展開するためには、高収益作物への転換、栽培技術や販路確保などの計画的・一体的な取組が必要。

(2) 防災・減災、国土強靱化の更なる推進

■取組状況

- 「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」や「ため池中長期整備計画」に基づき、施設の長寿命化対策、防災・減災対策を全県挙げて推進。
- 5か年加速化対策予算や、地方単独事業に係る地方債を積極的に活用し、基幹産業である農業を成長産業化するとともに、農業・農村の強靱化を図る。

■課題

- ▶ コスト縮減や平準化を図りつつも水利施設の長寿命化対策に 10 年間で 710 億円程度の事業費が必要。
- ▶ 災害リスクの増大を受け、ため池等の防災・減災対策に 10 年間で 105 億円程度の事業
- ▶ 農地周りの末端施設の長寿命化対策については、地域のニーズが多く、引き続き公適債を活用しながら、今後更に進めていく必要。

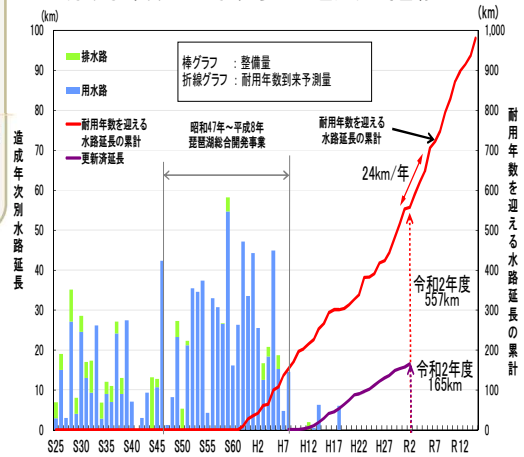


ため池の耐震化工事



廃池

幹線的な水路の整備延長と標準的な耐用年数が到来する延長の推移



(3) みどりの食料システム戦略の推進

■取組状況

本県農地の約 4 割は琵琶湖から電力を利用し揚水しており、CO₂削減に対する関心は高い。

■課題

- ▶ 地域の特徴を生かし、生活に溶け込んだ「面的」再生可能なエネルギーの活用が必要。



土地改良施設を利用した発電

担当：農政水産部耕地課企画・技術管理係
TEL 077-528-3943

県土の発展と県民の安全・安心に資する 道路整備の推進



- 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワーク構築のため、道路施策の強力な支援を図られたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 県土の発展を支える道路整備のための予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化の更なる推進と生活・経済活動を支えるための道路予算枠の拡大、交付金枠の確保

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換に向けた財政支援
- 「いのち」を守る道路環境の形成への継続的な財政支援
- ポストコロナを見据えた観光づくりのための自転車利用環境への重点支援
- 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と交付税措置率の拡大
- 地方整備局等の体制の充実・強化

2. 提案・要望の理由

(1) 県土の発展を支える道路整備のための予算枠の拡大

- ミッシングリンクの解消やダブルネットワークの強化等により、平常時・災害時を問わず強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築を計画的に進め、地域の景気・経済を下支えするため、5か年加速化対策について、必要な予算を、当初予算も含めた別枠で安定的に確保するとともに、計画的な事業執行を図るための弾力的な措置が必要。
- モノづくり県である本県では、コロナ禍を経験し、生産拠点の国内回帰というサプライチェーンの再構築の動きがみられ、今後の経済回復や円滑な物流の確保に向けた、幹線道路ネットワークの更なる整備が必要。

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

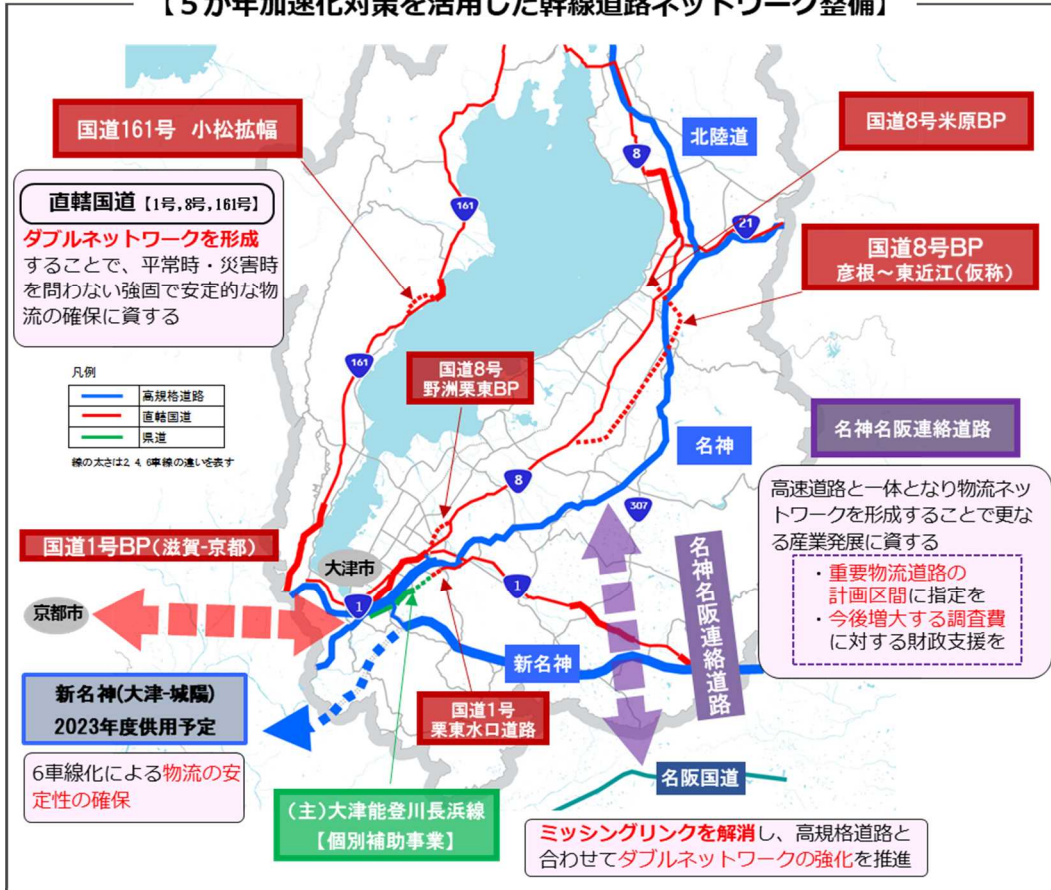
- 道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるため、改築系予算を確保しつつ、道路メンテナンス事業補助による重点的かつ集中的な財政支援が必要。
- 歩道整備などの安全安心な道づくりについて、計画的かつ集中的に推進できるよう継続的な財政支援が必要。
- ポストコロナのキーコンテンツとして、世界に誇るナショナルサイクルルート「ピワイチ」の更なる地域ブランド、サービスの向上に向け、走行空間整備や案内標識等の取組に対する重点的な支援が必要。
- 今年度で期限を迎える道路施設の長寿命化事業に係る公共施設等適正管理推進事業債の延長と交付税措置率の拡大が必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応時に使用する資機材の更なる確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

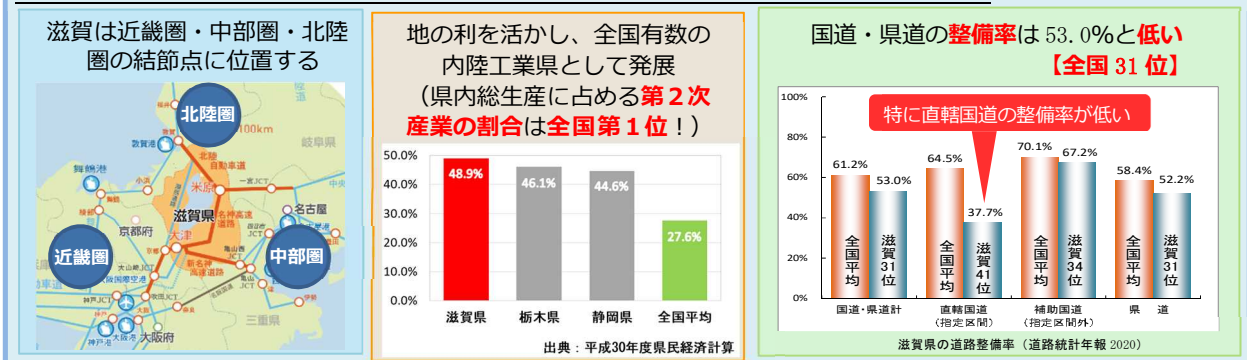
(1) 県土の発展を支える道路整備のための予算枠拡大

- 令和3年4月に公表された「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」で事業中の**直轄事業の開通見通し**（令和7年秋）が示された。
- 物流ネットワークの形成に資するため、**名神名阪連絡道路**を**重要物流道路の計画区間に指定**するとともに、計画段階評価に向け今後増大する調査費に対する**財政支援**が必要。

【5か年加速化対策を活用した幹線道路ネットワーク整備】



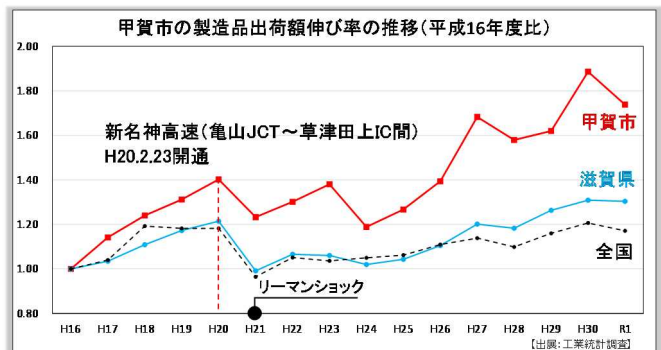
物流の効率化により、「モノづくり県滋賀」のポテンシャルを発揮することが可能！



【新名神高速道路開通 (亀山 JCT～草津田上 IC)

によるストック効果】

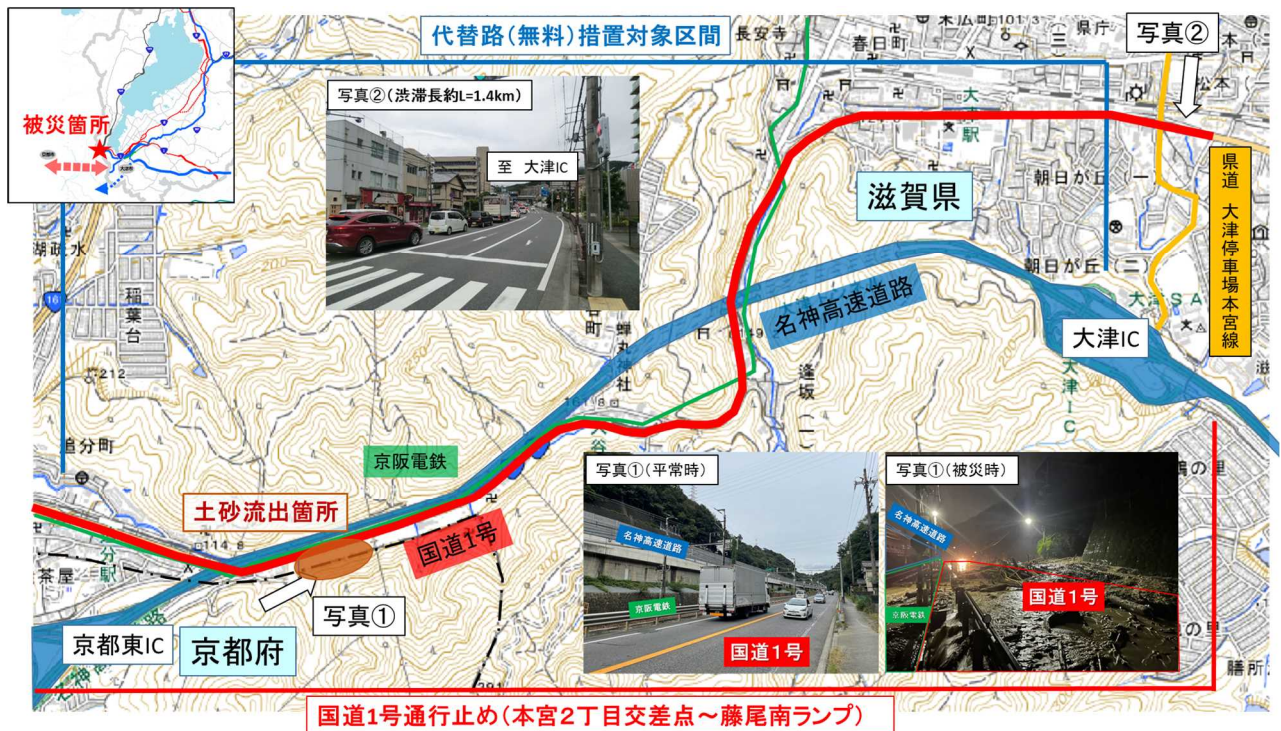
亀山 JCT～草津田上 IC の開通 (H20.2) に伴い、**甲賀市の製造品出荷額の伸び率は、滋賀県・全国と比較して高い水準で推移。**



(本県の取組状況と課題)

【国道1号（大津市逢坂地先）の通行止め被害】

- ・令和3年8月の大雨の影響により**国道1号に土砂が流出**し、府県境部で**通行止め**（8/14～8/19）
 - ・代替路として、並行する名神高速道路の京都東ICから大津IC間において、無料措置を実施されたものの、**ICへのアクセス道路を中心に渋滞が発生し、経済活動や県民生活に影響**。
- <参考：国道1号交通量 36,496 台/日（H27 センサス）>



【土砂災害対策の効果事例（国道306号）】

- ・令和3年8月の大雨では被災のあった平成28年6月降雨を上回る総雨量を観測したが、国土強靱化3か年緊急対策による法面对策を実施したことにより、**土砂災害を回避し、通行機能を確保**できた。
- ・滋賀県国土強靱化地域計画に位置付ける**法面对策等の事業箇所は多数**あり、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築に向け、更なる**財政支援**が必要。



平常時・災害時を問わず、円滑な物流の確保に向けて、国道1号バイパス（滋賀・京都）など強靱で信頼性の高い道路ネットワーク整備がまだまだ必要！

担当：土木交通部道路整備課企画係、高速・幹線道路推進室 TEL 077-528-4132

(本県の取組状況と課題)

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○ 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換

- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、早期対応が必要な道路施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の**老朽化対策を加速化**するためには、**重点的かつ集中的な財政支援**が継続して必要。

【橋梁判定区分の内訳(県管理分)】

検査時期	検査結果	I・II	III	IV
H26~H30	点検結果 (H26~H30)	2,889橋	191橋	1橋
			(滋賀県2m以上橋梁数:3,081橋)	
H31.4月	修繕結果 (H31.3時点)	2,962橋	119橋	
			(滋賀県2m以上橋梁数:3,081橋)	
R2.4月	1年目 (R2.3時点)	2,973橋	114橋	
			(滋賀県2m以上橋梁数:3,087橋)	
			※ I・II⇒III遷移 84橋	
			30橋	
R3.4月	2年目 (R3.3時点)	2,980橋	107橋	
			(滋賀県2m以上橋梁数:3,087橋)	
			※ I・II⇒III遷移 78橋	
			29橋	

【一巡目点検結果】判定区分Ⅲ橋梁：191 橋

- ・ H26~R2 修繕済橋梁：113 橋 (59%)
- ・ 着手済橋梁：44 橋
- ・ 未着手橋梁：34 橋 (R3 年度中に着手予定)

○ 「いのち」を守る道路環境の形成への継続的な財政支援

- ・ 関係機関が協力し、**通学路等の安全点検・対策**を進めているが、安全な社会を実現するために、より一層スピード感を持って危険箇所の安全対策を推進していくことが求められている。
- ・ 通学路を含む子どもたちが活動する一定の生活エリアにおいて、歩道整備に加え、通過交通を幹線道路に転換するための交差点改良やランプ設置等を行う**地区内連携事業**、警察庁との新たな連携施策である**ゾーン30プラス**による総合的な対策を計画的に推進していくことが必要。



○ ポストコロナを見据えた観光づくりのための自転車利用環境への重点支援

- ・ ポストコロナのキーコンテンツとして、**世界に誇るサイクリングロードを目指す「ビワイチ」**では、自転車歩行者専用道路の整備や統一的な案内看板の設置など快適な自転車利用環境整備を推進中。
- ・ ナショナルサイクルルート「ビワイチ」の更なる地域ブランド、サービスの向上に向け、案内施設や通行空間の整備等を推進するための**財政支援**が必要。

中／初級者向けコース整備
家族連れゆっくりサイクリング



自転車歩行者専用道路

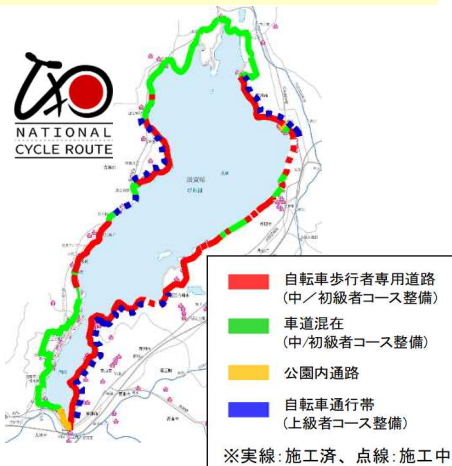
計画延長：100km (～R4 目標)
整備延長：88km (R2 年度末)

上級者向けコース整備
スポーツサイクリング等



自転車通行帯の整備

計画延長：30km (～R8 目標)
整備延長：5km (R2 年度末)



担当：土木交通部道路保全課防災保全係、歩行者・自転車安全係 TEL 077-528-4133

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進



- 激甚化・頻発化する水害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を更に推進することができるよう、支援の拡大を図りたい。

1. 提案・要望内容 【提案・要望先】 総務省、財務省、国土交通省

(1) 治水事業等関連費の予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化の更なる推進のための治水予算の確保

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 流域治水関連法の枠組を活用した施策に対する財政的支援の拡充

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 大戸川ダム建設、瀬田川（鹿跳溪谷）改修事業の推進
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う操作規則の見直し検討

(4) ダム水源地域の活性化の推進

- 大戸川ダムにおける付替道路の早期整備による水源地域振興の推進
- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた地域整備に対する支援

2. 提案・要望の理由

(1) 治水事業等関連費の予算枠の拡大

- 気候変動により激甚化・頻発化する水害から住民のいのちと暮らしを守るため、事前防災対策の加速化が必要。
- 5か年加速化対策について、必要な予算を、当初予算も含めた別枠で安定的に確保するとともに、計画的な事業執行を図るための弾力的な措置が必要。
- 今年度で期限を迎える河川管理施設の長寿命化対策に係る公共施設等適正管理推進事業債の延長と交付税措置率の拡大が必要。

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 「しがの流域治水」の取組を充実・強化し、関係者の理解を得て、流域治水関連法の枠組を活用した浸水被害対策を進めるためには、区域指定、敷地の嵩上げ等に係る支援等、国の更なる財政的支援が必要。

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 流域全体の安全度向上を図るとともに、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減・回避するため、環境や景観の保全等に配慮しながら、大戸川ダム、瀬田川（鹿跳溪谷）を早期整備することが必要。
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴い増強される放流能力を最大限活用し、天ヶ瀬ダム・瀬田川洗堰の操作規則の見直しが必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要となる資機材の更なる確保が必要。
- 社会経済的被害が甚大で、多額の改修費を要する河川は、直轄事業による推進が必要。

(4) ダム水源地域の活性化の推進

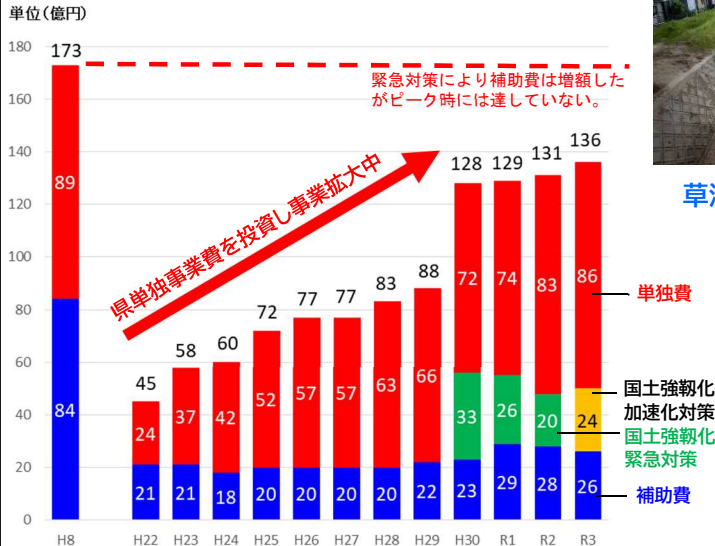
- 大戸川ダム水源地域の活性化を推進するためには、令和3年度完成予定の付替県道大津信楽線に引き続き、付替県道栗東信楽線の早期着手・接続が必要。
- 丹生ダム中止に伴う水源地域の振興については、地域整備実施計画に定める事業や施策に対する国の財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 治水事業等関連費の予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化の更なる推進のための治水予算の確保
 - ・本県では、**天井川が全国最多の81河川**あり、破堤すれば背後地の建物が流出するなど甚大な被害が発生することから、**早期に地域の安全度向上**を図るための整備が必要。
 - ・**本年8月の豪雨では、本県においても大きな被害が発生**しており、住民のいのちと暮らしを守るためには、**事前防災対策の加速化が必要**。
 - ・**県においても単独事業費を大幅に増やし、治水事業の拡大**を図っている。

河川事業の予算推移



本年8月の豪雨被害



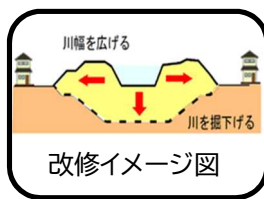
【滋賀県における天井川の状況】

- ・滋賀県は全国最多81河川の天井川がある。
- ・国内の4割を占める。



【事業効果事例】

天井川の切下げ・拡幅により、市街地の氾濫リスクが大幅に低減 (金勝川)



担当：土木交通部流域政策局河川・港湾室
TEL 077-528-4157

(本県の取組状況と課題)

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

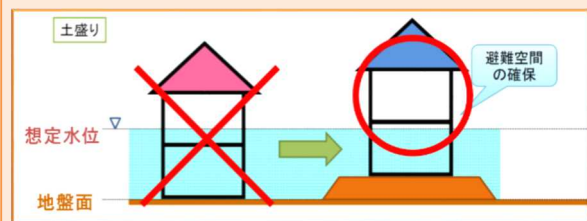
〈「しがの流域治水」の取組〉

- ・本県では、河川整備等の「ながす」対策を基幹的対策とし、森林等の雨水貯留浸透機能の確保等の「ためる」対策、浸水リスクの高い区域での建築制限等の「とどめる」対策、確実な避難のための計画策定等の「そなえる」対策を重層的に組み合わせて施策展開

川で安全に「ながす」 **基幹的対策**

降った雨を「ためる」

被害を最小限に「とどめる」



安全な住まい方となるよう、浸水リスクが高い区域を浸水警戒区域に指定し、建築制限を行うとともに、宅地嵩上げ等について県が費用助成制度を創設

地域づくいで水害に「そなえる」

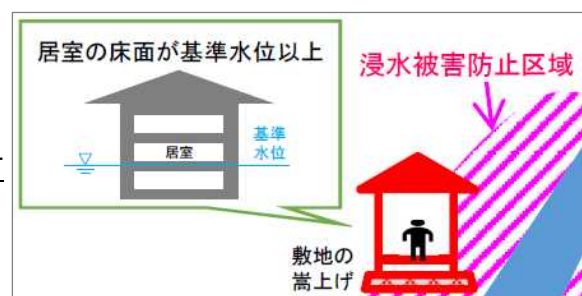
- 1 浸水リスクが高く人命にかかわる場所（超過洪水として200年に一度の降雨を対象に3m以上）は浸水警戒区域に指定し、安全な避難空間を確保できるよう建築を制限
- 2 区域内における新たな建築を抑制する一方で、既存住宅における宅地嵩上げや避難場所整備について県が費用助成制度を創設

○ 流域治水関連法の枠組を活用した施策に対する財政的支援の拡充

- ・特定都市河川浸水被害対策法を活用し、あらゆる関係者が協働して「流域治水」を進めるには、特定都市河川流域で実施する施策に対する国の更なる財政的支援が必要

区域指定等に係る支援策の創設（考えられる事例：浸水常襲地での敷地の嵩上げ等の推進）

- ・浸水被害防止区域：既存住宅における敷地の嵩上げ等について費用助成制度が必要
- ・貯留機能保全区域：税の減免措置、市町の税収を補填する仕組みが必要



■ 特定都市河川流域で実施する施策のイメージ



担当：土木交通部流域政策局流域治水政策室
TEL 077-528-4290

(本県の取組状況と課題)

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 大戸川ダム建設、瀬田川（鹿跳溪谷）改修事業の推進
 - ・ 相対的に治水安全度が低い淀川上流域は、気候変動に伴う水害の激甚化・頻発化を踏まえると**大戸川ダム、瀬田川(鹿跳溪谷)の早期整備が必要**。大戸川ダム実施にあたっては、**本県とも連携のうえ**環境影響をできる限り回避・低減するための**環境調査等の実施**が必要。
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う操作規則の見直しの検討
 - ・ 天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用し、**瀬田川洗堰の全閉時間を短縮し制限放流量を増加**するよう**操作規則を見直す**ことにより、琵琶湖周辺の浸水被害軽減が可能。
 - ・ 本県においては、**琵琶湖周辺の浸水リスクの低減を図るため、事前放流の実施に向けた検討を進めている**とあり、**国や関係機関との連携・協力が必要**
- 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進

瀬田川（鹿跳溪谷）

H30.7.9



瀬田川洗堰からの放流量増加により琵琶湖水位が速やかに低下！



琵琶湖流入
二級河川 117 河川

琵琶湖沿岸部の家屋や田畑で浸水被害が発生！

平成 30 年 西日本豪雨
最高水位：BSL+77cm



H30.7.7 高島市勝野

天ヶ瀬ダム再開発事業（R3 完了）

→天ヶ瀬ダム放流能力の増強
(840m³/s→1,140m³/s)
→瀬田川洗堰制限放流量の見直し

- ・ 予備放流時：200m³/s
- ・ 後期放流時：300m³/s

天ヶ瀬ダム放流能力に応じた見直し検討を！

大戸川ダム



**大戸川流域の浸水被害軽減！
瀬田川洗堰の制限放流時間短縮！**

担当：土木交通部流域政策局広域河川政策室
TEL 077-528-4274

(4) ダム水源地域の活性化の推進

- 大戸川ダムにおける付替道路の早期整備による水源地域振興の推進
 - ・ 付替県道大津信楽線と高低差が生じ、アクセスの支障があることから、**付替県道栗東信楽線の早期着手・接続**が必要
- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた地域整備に対する支援
 - ・ ダム予定地や残存山林については、「自然保護地」として引き受けることとしており、適切な維持管理を行うにあたり**人工林の伐採等の措置**が必要
 - ・ ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付ける「市道：丹生小谷線」などの改築に必要な**社会資本整備総合交付金の配分**が必要

担当：土木交通部流域政策局水源地域対策室
TEL 077-528-4171

丹生水源地域



大戸川ダム水源地域

栗東市荒瀬 県道栗東信楽線

付替県道栗東信楽線

約 26m の高低差

甲賀市 信楽町黄瀬

ダムサイト

大津市 上田上大鳥居町

県道大津信楽線

付替県道大津信楽線 (令和3年度完成予定)



人工林

- 近年多発する土砂災害により、生命・財産だけでなく、公共インフラの被災など、地域社会全体に被害が及んでおり、一層効率的・効果的な支援を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 土砂災害対策の計画的な推進のための予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進する予算枠の拡大
- 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と交付税措置率の拡大

(2) 土砂災害特別警戒区域内における補助採択基準の緩和と財政支援

- 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準を緩和と財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 土砂災害対策の計画的な推進のための予算枠の拡大

- 気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化する中、国土強靱化地域計画により土砂災害防止施設の整備を計画的に進め、地域の景気・経済を下支えするため、5か年加速化対策については、必要な予算を、当初予算も含め別枠で安定的に確保するとともに、計画的な事業執行を図るための弾力的な措置が必要。
- 今年度で期限を迎える砂防施設の長寿命化に係る公共施設等適正管理推進事業債の延長と交付税措置率の拡大が必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するための地方整備局の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

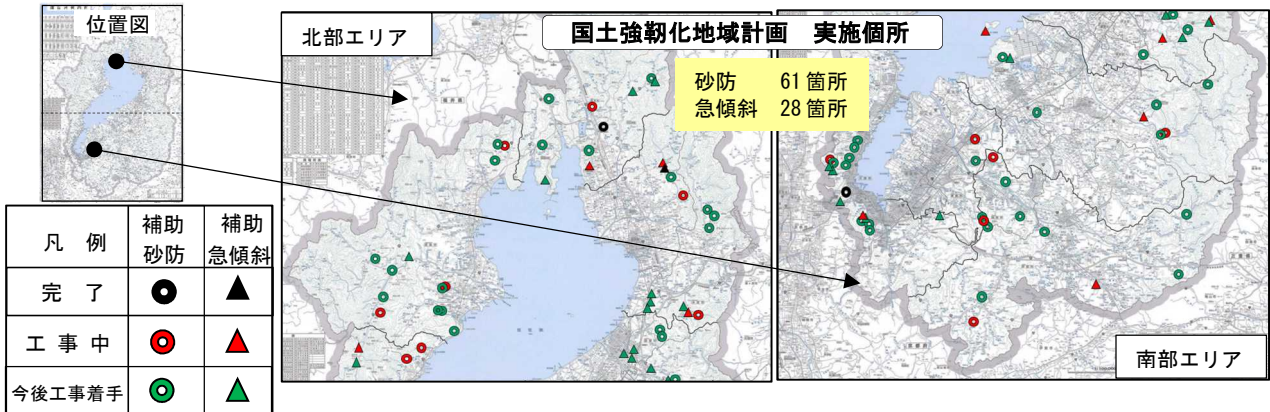
(2) 土砂災害特別警戒区域内における補助採択基準の緩和と財政支援

- 土砂災害特別警戒区域は、深刻な被害が発生するおそれが高く、これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため、保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 土砂災害対策の計画的な推進のための予算枠の拡大

- 令和2年度に国土強靱化地域計画を改定し、5か年加速化対策を活用しながら土砂災害対策に全力で取り組んでいるところ。
- 補正予算では、時期や規模が直前まで明確にならず、計画的な発注準備が困難であるとともに、特に急傾斜地崩壊対策事業においては、受益者負担金にかかる急な調整が困難となる。
- 国土強靱化の対策を計画的に進めるため、必要となる予算を当初予算で安定的に確保することが必要。



際川えん堤



(2) 土砂災害特別警戒区域内における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家 10 戸以上かつ斜面高が 10m 以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の保全人家戸数に係る採択要件の緩和により、従来有効な対策が取れなかった箇所においても事前防災対策を推進し、土砂災害による人的被害を無くすことが必要。

H25 台風 18 号により、保全人家 3 戸のうち特別警戒区域内の住宅 2 戸が全壊し、死者 1 名の被害が発生！



より危険な特別警戒区域内の人家等保全対策を補助対象に！



令和2年6月にも保全人家2戸の特別警戒区域でがけ崩れ発生！



担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係
TEL 077-528-4192



滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

- コロナ禍を契機に、価値が再認識されている公園・緑地等の充実や、自然と都市が調和した滋賀の魅力を向上させるための取組への支援を図られたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 県の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 国スポ・障スポ大会に向けた公園や街路整備を推進するための予算枠の拡大
- 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間延長と交付税措置率の拡大

(2) こころの健康を支える公園づくりへの支援

- 新型コロナ禍を契機とし、人や社会とつながりが持ちにくくなっている中で、県民の「こころの健康」を支える、魅力ある公園づくりの取組への財政支援

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 「拠点連携型都市構造」を推進するため、都市機能の集積等、誰もが暮らしやすい環境整備や賑わいを創出する取組への財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 県の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 2025年国スポ・障スポ大会に向け、会場となる公園や周辺の街路等の都市計画事業を計画的に進めるため、予算確保が必要。特に防災公園整備等で活用している5か年加速化対策については、必要な予算を、当初予算も含め別枠で安定的に確保するとともに、計画的な事業執行を図るための弾力的な措置が必要。
- 今年度で期限を迎える公園施設の長寿命化事業に係る公共施設等適正管理推進事業債の延長と交付税措置率の拡大が必要。

(2) こころの健康を支える公園づくりへの支援

- コロナ禍を契機に自宅で過ごす時間が増え、ストレス緩和の効果が得られる場所として、緑とオープンスペースの重要性が再認識され、都市公園の役割も高まっている。
- 県営都市公園においては、施設の老朽化・陳腐化が進行しており、官民連携(Park-PFI等)により、新たなニーズに対応する公園へのリニューアルが必要。

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 駅周辺等のまちなかにおいて、街路や公園等の既存ストックを最大限に活用した「居心地が良く歩きたくなる」空間創出に向けた取組への財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 県の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

【広域防災拠点となる金亀公園の整備（都市公園事業）】



【公共施設等適正管理推進事業債を活用した小規模公園の長寿命化事業】



(2) こころの健康を支える公園づくりへの支援

コロナ禍を契機とし、貴重な屋外空間として公園等のオープンスペースの価値が再認識されており、「こころの健康」を支える公園の魅力を高める取組への支援を！



老朽化の著しい公園施設の改修等に対する重点支援を！

【 県営都市公園施設の設置経過年数（令和元年度末） 】

年数	割合
30年以上	32%
30年未満	68%

令和元年度末

年数	割合
30年以上	21%
30年未満	79%

令和10年度末（推計）

劣化した遊歩道橋 腐食した橋桁 築30年超のトイレ

民間活力を導入した公園整備（Park-PFI）に対する重点支援を！

【公募対象公園施設（収益施設）】
・オープンテラス席を設けた飲食・物販施設

【特定公園施設（収益施設と一体的に整備）】
・大型遊具、せせらぎ水路整備

<今後の予定>
R3:事業者選定・契約
R4:施設整備

びわこ地球市民の森（出会いのゾーン）

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

駅周辺やまちなかにおいて、居住やサービス機能の誘導を図るとともに「居心地が良く歩きたくなる」空間創出に向けた取組に対する重点支援を！



担当：土木交通部都市計画課都市計画係 TEL 077-528-4182



近江鉄道線の活性化に向けた取組支援

- 近江鉄道線の活性化に向けた利便性向上策や施設・設備整備事業に対する支援の充実ならびに鉄道施設管理団体の運営支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算の優先配分および鉄道事業の運営経費に係る補助対象経費の拡充

- 近江鉄道が運営改善期間において実施する施設・設備整備事業に対し、鉄道事業再構築実施計画期間（上下分離後）と同等の事業の優先採択と補助率の適用
- 鉄道事業の運営に係る経常的経費（修繕費、人件費等）に対する支援制度創設

(2) 第三種鉄道事業者（施設管理団体）の運営に対する支援制度の創設

- 沿線の地方公共団体が共同で第三種鉄道事業者として設置する施設管理団体（一般社団法人を想定）の運営に要する経費（事務局職員人件費、団体事務所賃借料等）に対する支援制度の創設

(3) 地域公共交通計画の事業推進に資する支援制度の創設

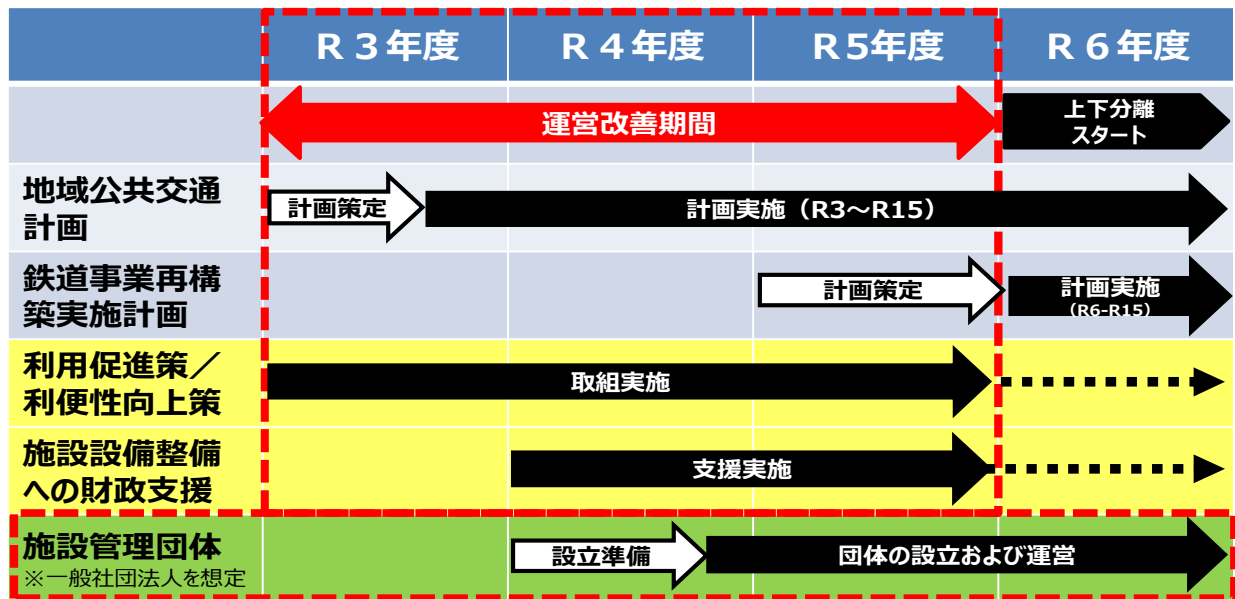
- 地域鉄道の活性化再生を促進するため、地域公共交通計画に基づき、地域を挙げて実施する利用促進および利便性向上に係る取組に対する支援制度の創設

2. 提案・要望の理由

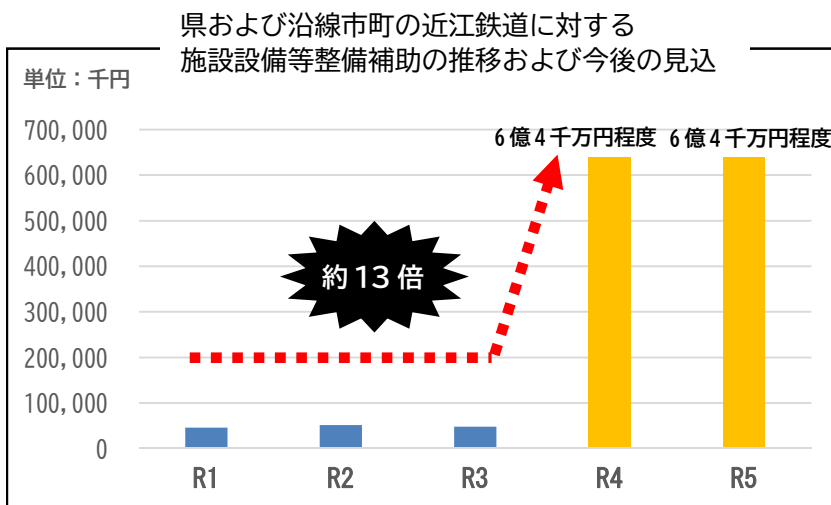
- 近江鉄道線は、令和6年度から「公有民営」方式による上下分離への移行することとしており、令和4年度および令和5年度は運営改善期間として、鉄道事業者が実施する設備投資や修繕に対し、県および沿線市町は6億4千万円程度／年の財政支援を行うこととしているところ。
- 第三種鉄道事業者となる施設管理団体（一般社団法人を想定）については、令和4年度中に沿線の地方公共団体が共同で設立し、上下分離移行に向けて組織体制の整備を図る予定。
- コロナ禍の影響により、今後全国の地域鉄道においても多くの鉄道事業者が経営困難になるおそれがあるが、鉄道は定時運行と大量輸送が可能な地域住民の移動を支える大変重要な交通手段であり、国と地方公共団体が一体となってその運行を支える仕組みを早期に構築する必要がある。
- 近江鉄道線の活性化・再生の事例は、経営破綻の前に上下分離を行い、県と沿線の5市5町で地域の重要な交通軸を支える全国のリーディングモデルとなるものであり、利用促進・利便性向上および施設・設備整備等を着実に推進するため、国の手厚い財政支援が必要不可欠。

(本県の取組状況と課題)

【近江鉄道線の「公有民営」方式による上下分離への移行スケジュール】



(1) 県および沿線市町の近江鉄道線に対する財政支援状況



(2) 地域公共交通計画で定める利便性向上策および利用促進策

令和 3 年度～令和 5 年度に重点的に実施予定の施策例

- 通学定期券の購入促進
- キャッシュレス決済の検討・導入
- 各種イベントの実施・展開
- 割引乗車券・企画乗車券の導入
- 交通環境学習、乗り方教室、出前講座等の実施 等

申請期間 令和 3 年 4/1(土)～7/31(土)

東近江市在住の学生を応援 近江鉄道 & 近江バス

通学定期券購入キャンペーン

1 箇月 通学定期券の購入で 1,000円分の商品券 (各駅で有効)

3 箇月 通学定期券の購入で 5,000円分の商品券

6 箇月 通学定期券の購入で 10,000円分の商品券

期間中に「通学定期券を購入・利用すると「三方よし商品券」がもらえる!!

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室
TEL 077-528-3684



鉄道ネットワークの維持・改善

- 地域の鉄道ネットワークを守るため、鉄道事業法の手続の見直しを図るとともに、北陸新幹線整備については、開業による効果の最大化を図るための取組を支援されたい。

【提案・要望先】国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) ダイヤ変更等に地域の意見が反映できる鉄道事業法の見直し

- 鉄道事業者のダイヤの変更について地域の意見が反映できる手続への見直し

(2) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまで経営分離された「並行在来線」には、整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない

(3) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

- 北陸・中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便、敦賀・米原間のリレー快速の運行開始などにより、アクセスの向上を図ること

2. 提案・要望の理由

(1) ダイヤ変更等に地域の意見が反映できる鉄道事業法の見直し

- ・ 現行の利用状況と輸送力の乖離を是正するため、JR 西日本がダイヤの大幅見直し（R3 秋、R4 春）を発表
- 現行の鉄道事業法が、ダイヤの変更や路線の休廃止等を届出制としていることは、人口減少が進行する地域において、利用者の利便性を著しく阻害し、ひいては地域の魅力や活力に影響を及ぼすことから、鉄道事業者の独断による運行計画の変更が行われないう、地域の意見が反映できる手続に見直しを図る必要がある。

(2) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

①これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県で「並行在来線」の事例はない。



②大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。



例：九州新幹線
博多・八代間は鹿児島本線として存続

(3) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

- 北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させるとともに、中部圏地域（本県）の経済発展につなげる必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) ダイヤ変更等に地域の意見が反映できる鉄道事業法の見直し

○休廃止はもとより、減便などの運行計画の変更は、通勤・通学など鉄道利用者の利便性に甚大な影響を及ぼすことから、鉄道事業者の判断だけでなく、地域の意見が反映されるよう手続の見直しを図る必要がある。

【同趣旨の要望】

- 本県他 21 道県合同「地方の鉄道ネットワークを守る緊急提言」(R3.8.2)
 - ・ 鉄道利用促進のための機運醸成
 - ・ JR を含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援
 - ・ 鉄道事業法における鉄道事業廃止等の手続の見直し

(2) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

【同趣旨の要望】

- 関西広域連合「北陸新幹線(敦賀・大阪間)の早期開業に関する要望書」(R2.11)
- 近畿ブロック知事会「国土強靱化及び地方創生・生産性向上に資する高速交通インフラ整備の推進について」(提言)(R3.2 予定)
 - ・ 「北陸新幹線については、(略) 早期に必要な財源を確保すること。あわせて、整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。」

(3) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

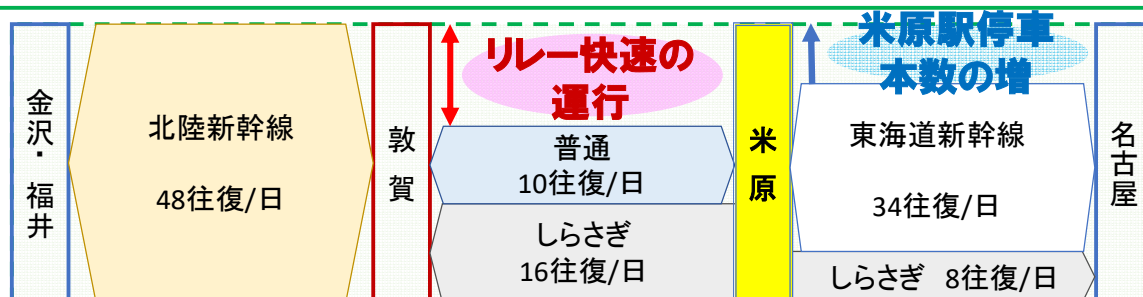
(敦賀開業時の課題)

北陸新幹線の金沢 - 敦賀間の運行本数は 48 往復/日と想定されているのに対し、敦賀～米原間は特急「しらさぎ」と各駅停車で計 26 往復/日、米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計 42 往復/日であり、輸送力に差異が発生。

(対策案)

①特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行

②東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり 1 本増(2 本/時⇒3 本/時)



☆ 北陸新幹線の開業効果がより広域に発現し、中部圏経済の発展につながるよう、東海道新幹線米原駅の積極的な活用が必要。

担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係
TEL 077-528-3684



産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

- ▶ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場について、産廃特措法に基づく事業の完了後においても「場内に残置された廃棄物の有する潜在リスク」が存在するため、安全性の確保に必要なモニタリング等の費用に係る財政支援を継続されたい。

【提案・要望先】環境省、総務省、財務省

1. 提案・要望内容

産廃特措法事業完了後も継続して行う「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組に係る財政支援

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場において、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了後も継続して行う「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組（モニタリング、水処理、構造物の維持管理等）の費用に係る財政支援の継続

2. 提案・要望の理由

(1) 継続した取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る生活環境保全上の支障等の除去については、産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て策定した実施計画により、国の財政支援を受け令和4年度までの予定で特定支障除去等事業を実施中。
- 当該事業では遮水等を行ったうえで廃棄物の一部を場内に残置する工法をとっており、事業完了後においても残置廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、住民の安全・安心の確保に向けた継続的な取組（モニタリング、場内浸透水の処理、構造物の維持管理等）が必要。

これらの取組に毎年1億円以上の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。

- 同様の事業を全国15自治体19事案で実施しており、全国的に共通の課題。

(2) 財政支援の妥当性（公平性の観点、附帯決議の存在）

- 産業廃棄物が都道府県境を超えて広域処理されていることを踏まえ、公平性の観点から、産廃特措法事業完了後の安全確保についても国による財政支援が妥当。
- 平成24年の産廃特措法の延長時には、「全量撤去方式以外の支障の除去等の実施に当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」等の衆議院環境委員会附帯決議が存在。

(本県の取組状況と課題)

(1) 産廃特措法に基づく事業の実施

令和2年度末に計画どおり対策工事を完了したが、潜在リスクに対する周辺住民の安全・安心の確保に向けてモニタリングや水処理、構造物の維持管理等を実施している。



(2) 今後の取組予定

今後の取組予定は次のとおりであり、産廃特措法が失効する令和5年度以降も、モニタリングや水処理、構造物の維持管理等を継続する必要がある。

内容・年度		R2	R3	R4	R5~R7	R8~
①	工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
	工事期間中のモニタリング(騒音、振動、臭気、地下水水質等)	→				
	目標達成や有効性確認に向けた追加的調査		→	→	→	→
②	継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
	水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)		→	→	→	→
	構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
③	地元住民等との協議会		→	→	→	→
	跡地利用の検討、アーカイブ作成、費用求償等		→	→	→	→

産廃特措法(R4年度末失効)による国の財政支援

【R4年度末】実施計画に定める目標の達成期限

【R7年度末】住民との協定書に基づく二次対策工事後の有効性確認

※①：対策工事やそれに伴う取組

②：住民の安全・安心の確保に向けて継続が必要な取組 → 国の支援が必要

③：県として継続的に行う取組

担当：琵琶湖環境部
最終処分場特別対策室
TEL 077-528-3670

浄化槽設置整備事業における 財政的支援の充実

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



- ▶ 浄化槽設置整備事業において、令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新・改修に係る事業を交付対象に追加されたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

浄化槽設置整備事業の交付対象の充実

- 令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業を交付対象に追加

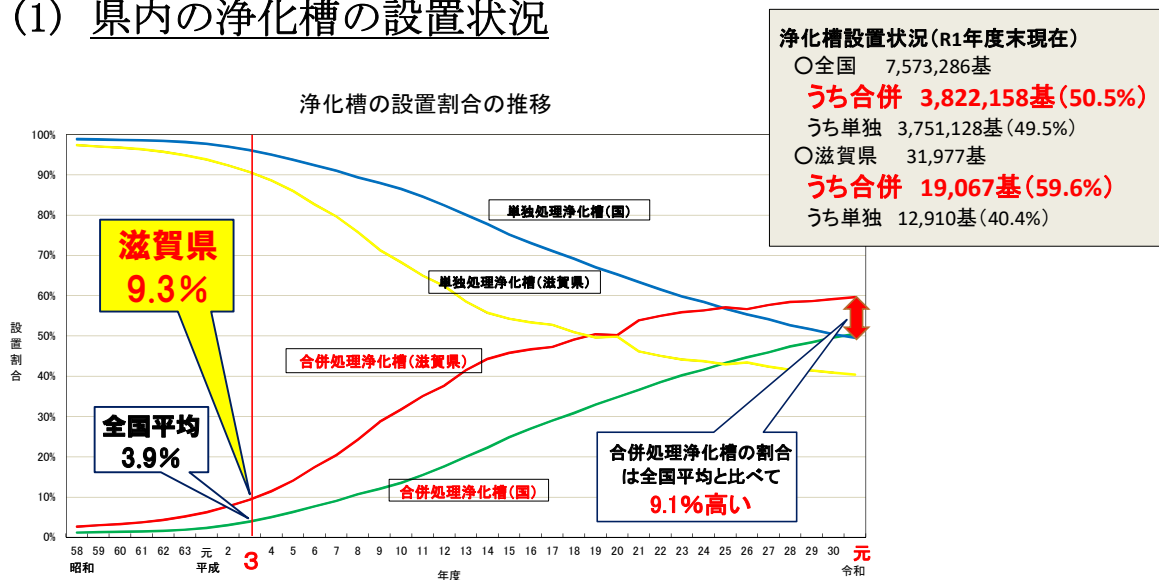
2. 提案・要望の理由

- 国の浄化槽設置整備事業実施要綱の改正により、汚水処理未普及解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽へ転換することに予算を重点化することとされ、限られた財源を活用するため、合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業が交付対象外となった。
- 本県においては、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、早くから合併処理浄化槽の設置を推進してきた。
- さらに、平成8年に滋賀県生活排水対策の推進に関する条例を制定し、全国に先駆けて集合処理地域以外への合併処理浄化槽の設置を義務付けるなどの取組を行っている。
- こうした取組により、本県は全国平均に比べ合併処理浄化槽の設置割合が高く、設置から相当年数が経過し、今後、更新時期を迎える合併処理浄化槽の割合も高い。
- 本県は、近畿 1,450 万人の生活を支える貴重な水資源である琵琶湖を抱えており、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築を推進する必要がある。



(本県の取組状況と課題)

(1) 県内の浄化槽の設置状況



○本県では、早くから合併処理浄化槽の設置に取り組んできたこともあり、合併処理浄化槽の設置割合は全国平均と比べて9.1%高い約60%となっている。

○また、昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽の基数は令和元年3月末現在2.2%であり、全国平均の0.2%を大きく上回っているため、合併処理浄化槽の老朽化による機能低下が懸念される。

旧構造基準の合併処理浄化槽の設置割合 (R元年度末)

○滋賀県 **2.2%**(全国2番目)
 ○全国平均 **0.2%**

○浄化槽の耐用年数は30年程度と言われているが、30年前の平成3年度における全国の浄化槽全体の設置基数約699万8千基のうち3.9%が合併処理浄化槽であるのに対し、本県では全体の設置基数約5万9千基のうち9.3%が合併処理浄化槽であるため、全国に比べると、今後、更新時期を迎える浄化槽の割合が高くなる。

○従来、補助対象となっていた合併処理浄化槽の更新・改築が対象外となることにより更新・改築が進まず、水質保全に影響を及ぼすことが想定される。

○汚水処理未普及を解消し、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築についても推進していく必要がある。

(2) 更新・改築に係る今後の見通し

○現在15市町において浄化槽設置整備事業を実施しており、合併処理浄化槽の更新・改築が補助対象外となった令和元年度以降も浄化槽管理者等から更新に係る問い合わせがあるため、今後も更新・改築に対する需要が多数あると見込まれる。

担当：琵琶湖環境部循環社会推進課循環調整係
 TEL 077-528-3471

時代の変化に対応する警察活動推進体制の整備

- 安全な暮らしの実現には、治安維持対策は必須。国民一人一人が豊かに暮らせる環境を築くためにも、常に変化する時代に対応する警察活動推進体制を支援されたい。

【提案・要望先】総務省、警察庁、国家公安委員会

1. 提案・要望内容

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

- 県民の安全と安心を確保するためにも、警察官の増員措置が必要不可欠

2. 提案・要望の理由

(1) 緊急に対処すべき課題が山積

- 高齢者が当事者となる事故率の上昇
交通事故件数は減少するも、高齢者が事故当事者となる割合は年々増加。
- 高止まりする特殊詐欺の被害額
特殊詐欺の被害金額は高止まり傾向にあり、高齢者に与える不安は多大。
- 長期に亘る大規模な警衛対策
皇族来県に伴う大規模な警衛が複数回控えており、長期間に亘り、連続して準備体制を構築する必要があるところ、通常業務体制に生じる人員不足は、治安維持活動への影響が深刻。
- 改正道路交通法への対応
道路交通法の改正により、新たな業務に向けた体制確保が必須。
- 新名神高速道路の延伸及び6車線化整備
新名神高速道路の延伸と既存車線の6車線化により、交通事故対応時等の規制には万全の体制構築が必要不可欠。

(2) 県民1人あたりの警察官の高負担率

- 当県警察の警察官1人あたりの負担人口は622人(全国ワースト3位)であり、「警察刷新に関する緊急提言(H12)」における基準(警察官1人あたりの負担人口500人程度)までは、警察官551人の増員が必要。

(3) 県民の強い要望と極めて高い関心

- 警察官増員は各市町村から毎年要望されており、県議会の場でも警察官増員に関する代表質問が行われるなど、警察官増員に関する県民のニーズは極めて高い。

(本県の取組状況と課題)

【本県における警察活動推進のための取組】

- ・ 警察署を含む全ての所属に対して、例外なき見直しを行い、喫緊の課題に対処する体制を応急的に構築
- ・ 複合的なシステムの自主開発により、事務の合理化と業務の迅速化を達成
- ・ 事務的な業務に従事していた警察官ポストに一般職員を増員配置することで、実質的な警察官の増員効果を実現



これらの取組だけでは根本的な解決は困難

《警察活動推進体制強化における課題》

時代の変化に伴う本県の新たな課題への対応が必要

【県民1人あたりの警察官が少ない】

	県名	人口	警察官 条例定員	人口 負担率
1	埼玉	7,393,849	11,524	641.6
2	千葉	6,322,897	10,100	626.0
3	滋賀	1,418,886	2,282	621.8
4	宮城	2,282,106	3,766	606.0

「警察刷新に関する緊急提言」

(H12)において、“警察官1人あたりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある”と言及。

※負担人口500人までには、
551人の増員が必要。

【改正道路交通法による新たな業務】

令和4年6月に施行予定の改正道路交通法で新たに「運転技能検査（実車試験）」が導入されると、同検査の外部委託が困難な本県においては、県警が直接業務を行うための体制構築が必要。



【新名神高速道路の延伸及び6車線化に伴う体制整備】



新名神高速道路は、大津JCT（仮称）～城陽JCT間の約25kmが延伸、令和5年度中に共用開始予定。

さらに、大津JCT（仮称）～亀山西JCT間の約33kmは6車線化。

高速道路を管轄する高速道路交通警察隊は、今後、片側3車線での交通事故対応等を行うこととなるが、3車線での規制には人的体制の整備が必須。

【予定されている大規模な警衛対策】

- ① 令和4年：第72回全国植樹祭しが2022（令和4年6月5日開催）
→ 天皇陛下御来県予定
- ② 令和7年：第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
全国高等学校総合体育大会（滋賀開催）
→ 天皇陛下ほか多数の皇族が御来県予定



※長期に亘る体制の構築が必要である一方、体制確保による治安維持活動への影響は回避不可。

滋賀県の厳しい治安情勢に対処するため、警察官の増員が必要不可欠

担当：警察本部 警務部 警務課 企画係 TEL 077-522-1231

2050年CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO₂ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進と、再エネと地域との共生に係る法整備についてお願いします。

【提案・要望先】環境省、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 地域における脱炭素化の促進

- 地域脱炭素ロードマップで示された「脱炭素先行地域」の選定にあたっては、住民や事業者等による地域に根ざした取組や地域活性化に貢献する取組を重視するなど、地域の実状に配慮した柔軟な選定を行うこと
- 脱炭素化の促進に係る現状把握、計画策定、進捗評価に必要な、迅速で正確な統計情報の整備を行うこと

(2) 再生可能エネルギーと地域との共生に係る法整備

- FIT事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明等を義務付けるなどの法整備を図ること

2. 提案・要望の理由

(1) 地域における脱炭素化の促進

- 脱炭素先行地域は、「先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現」等の削減レベルが要件とされているが、選定にあたってはエネルギーの地産地消や地域の活性化といった点が考慮されないおそれがあり、例えば地域新電力など地域に根ざした事業体に関与する計画を優先的に選定するなど柔軟な対応が求められる。
- 脱炭素先行地域は、自家消費分まで含めた再生可能エネルギー発電設備の導入状況やZEH・ZEBの導入状況、小売電気事業者ごとの都道府県別電力供給実績等の情報について、国の主導により各都道府県へ開示する仕組みを作ること等の全国的な統計整備を行うことにより、正確な情報を把握することが必要。

(2) 再生可能エネルギーと地域との共生に係る法整備

- 発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等の問題が全国的に生じていることから、FIT事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備を図ることが喫緊の課題。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域における脱炭素化の促進

- 令和2年1月、「しがCO₂ネットゼロ・ムーブメント」のキックオフ宣言
- 令和3年度中を目途に、関連する条例・計画を見直し予定（※現在、素案段階）

滋賀県CO₂ネットゼロ推進計画(素案) ※令和3年度中を目途に策定予定

【中期目標】2030年度における温室効果ガス削減目標(万t-CO₂)

2013年度 **1,422万t** ⇒ 2030年度 **711万t(▲50%)**

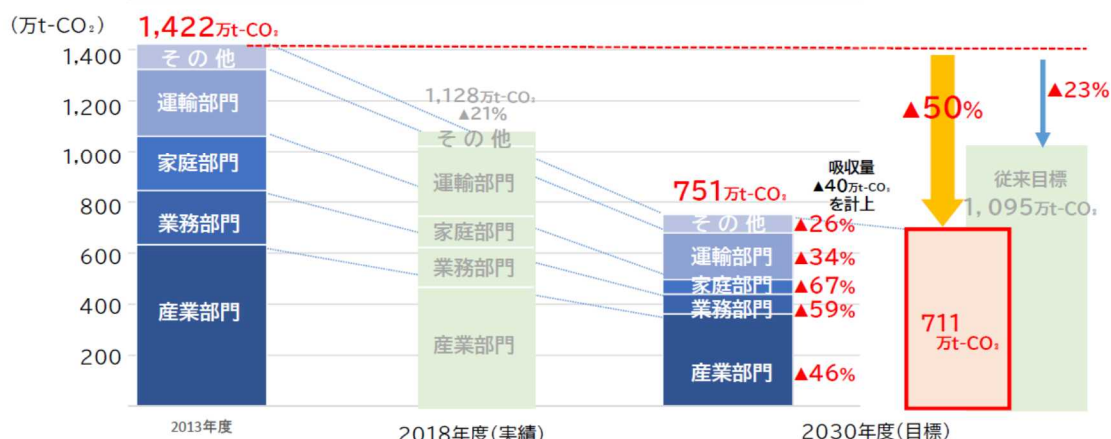
◆エネルギー起源CO₂排出量 1,323万t ⇒ 678万t(▲49%)

産業部門: 634万t ⇒ 345万t(▲46%) 業務部門: 210万t ⇒ 87万t(▲59%)

家庭部門: 216万t ⇒ 72万t(▲67%) 運輸部門: 263万t ⇒ 174万t(▲34%)

◆その他排出量(非エネルギー起源CO₂・フロン類・メタン等) 98万t ⇒ 73万t(▲26%)

◆吸収量(森林等) 40万t (森林:28.4万t 農地土壌および都市の緑化等:11.3万t)



(2) 再生可能エネルギーと地域との共生に係る法整備

●県内での地域とのトラブル事例（A市内の太陽光発電施設の計画）の経過

（※計画予定地の大半は山林。開発面積約2.9ha。発電出力1,260kW）

- ・平成28年2月～ 太陽光発電施設計画が浮上 ⇒ 地元住民が反対運動
- ・平成30年4月 A市太陽光発電設備規制条例の施行（許可制に）
- ・平成29年12月 県が林地開発審査基準の改正（残地森林、排水構造物の明記等）
- ・令和3年3月 県が林地開発許可
- ・令和3年6月 A市が設備設置の許可

➡ 全国的に地域とのトラブルが発生しており、これを未然に防止するため、事業者
者に地域住民への事前説明等を義務付けるなどの法整備の必要性

担当：総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課
TEL 077-528-3493

公的管理森林の持つ公益的機能の持続的発揮

- 公的管理森林における公益的機能の持続的発揮は、国土保全等のために重要。よって、森林整備への支援拡充や債務の利子負担軽減施策の創設等を図られたい。

【提案・要望先】 総務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 公的管理森林(公社林)の伐採・搬出等に対する財政支援

- 伐採・搬出等の森林整備に係る予算の確保、分収契約の変更等への支援継続等
- 間伐材生産や路網整備のための交付金制度の継続・拡充
- カーボン・ニュートラル等環境貢献を目指した新たな取組への支援の創設

(2) 公庫債務の利子軽減施策の創設と地方財政措置の拡充

- 日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)債務の利子負担軽減に係る施策の創設
- 森林の公的管理に係る地方財政措置の拡充

2. 提案・要望の理由

- 公社林は、国の拡大造林政策に従い、自営造林を行う者が少ない山間僻地等の条件不利地域を対象に造成されたものであり、本県では、琵琶湖を取り巻く森林面積の1割を占める。この人工林を今後も造林公社において適切に管理し、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を持続的に発揮させるためには、特別の支援が必要。
- 引き続き伐採・搬出(利用間伐)を実施するためには、十分な予算の確保と交付金制度の継続が必要。さらに、既設の森林作業道単独での改良や補強の補助対象への追加などの拡充が必要。
- 抜本的な経営対策のためには、分収割合の契約変更や不採算林の契約解除が喫緊の課題であることから、これらの取組に対する支援の継続や拡充が必要。
- J-クレジット制度には、全国26林業公社のうち8公社が取り組んでおり、カーボン・ニュートラルの実現に向けて、現地調査や申請事務等に対する支援が必要。
- 関係府県は、既に債権放棄や公庫債務の引受、林業公社への長期無利子貸付等により特別の支援を実施済みであり、利子助成制度の創設や公庫既往貸付金の利率見直し、公社支援に係る特別交付税措置の拡充(措置率および上限額の引き上げ)が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 森林の公的管理者(造林公社)に対する本県の取組状況

- 補助事業活用や管理運営経費圧縮等の指導、造林補助金への任意上乘せ
- 県職員の派遣、管理運営経費に対する財政支援（年間2億円超を出資）
- 公庫債務の免責的引受、約690億円を42年間にわたり県民負担で返済 [H20.9]
- 特定調停の成立による債権放棄（計約956億円（うち本県約782億円）） [H23.3]

(2) 課題

<<本県の森林・林業の課題>>

- 琵琶湖・淀川流域の水源林として重要な役割
- 公社林の伐採・搬出(利用間伐)面積の増加

<<県財政の課題>>

- 公庫への償還財源の確保（～2049年）
- 公社への支援財源の確保（～2068年）

<本県造林公社の現状と課題>

【現状】

- 植栽面積は約2万ha（県森林面積約20万ha）
※民有人工林面積の25%、琵琶湖面積の30%
- 労務費の上昇、労働力不足、木材価格の低迷等
- 伐採事業の推移（実績値）

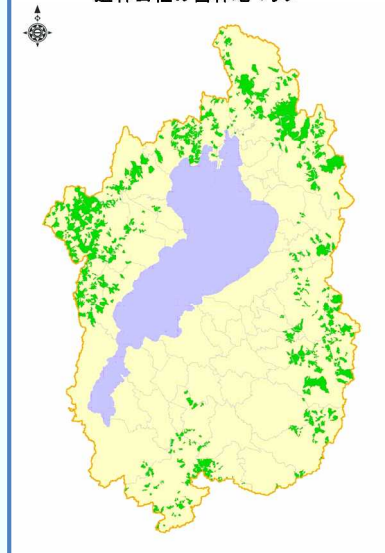
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生産量(m³)	1,056	5,231	6,788	8,155	10,025	9,529

- 台風等による風倒木の発生、路網の被災
- シカ等による剥皮被害
- 分収割合の契約変更・不採算林の契約解除の進捗遅滞

【課題】

- 事業地の奥地化などともなう森林整備費等の増嵩
- 伐採搬出に要する路網の開設および改良、維持管理

造林公社の営林地マップ

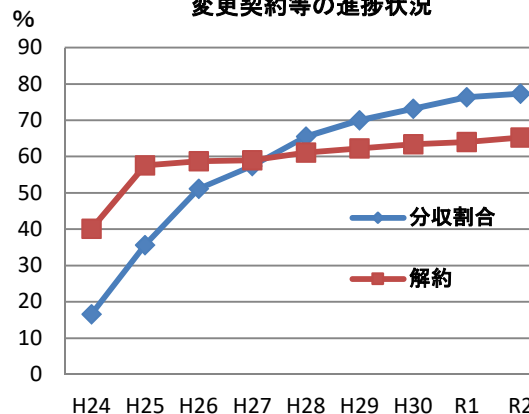


環境貢献取組事例

- 民間企業との連携によるJ-クレジットの活用



変更契約等の進捗状況



担当：琵琶湖環境部森林政策課林政企画係
TEL 077-528-3914



新型コロナウイルス感染症を踏まえた 持続可能な地方税財政基盤の確立

- 新型コロナウイルス感染症や、「新しい生活様式」に対応していくためには、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいくことが必要である。

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望内容

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減

(2) 公共施設等の老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の充実

- 老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の延長・拡充
- 公共施設等総合管理計画の指針など国の方針に脱炭素化の位置付け

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
 - ・ 応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
 - ・ デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等、および、新型コロナウイルス感染症の影響を適切に反映した上での地方交付税総額の確保・充実が必要。

(2) 公共施設等の老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の充実

- 公共施設等の老朽化対策に係る将来の地方財政負担の縮減・平準化のため、長寿命化に対する財政措置の延長が必要。
- 公共用および公用の建築物の脱炭素化に資する取組への財政措置の拡充が必要。

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要。
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 県は、「滋賀県行政経営方針2019」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞等による税収減等に加え、社会保障関係費の増嵩や老朽化対策、国土強靱化対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症への対処等のためより一層の対応が求められている「DXの推進」等の新たな行政需要への対応については、必要に応じて、自治体DX推進計画等の国の計画と整合性を図る必要がある。

(2) 公共施設等の老朽化対策・脱炭素化に係る地方財政措置の充実

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（総合管理計画）

<対応方針>

①良質な性能および安全性の維持・確保

②施設総量の適正化（施設評価の実施）

④維持管理の最適化、施設の有効活用

③施設の長寿命化、計画的な更新・改修

→建築物(494施設)の将来負担額の推計 [H28~R7] 約360億円 [R8~R27] 約3,010億円

<建築物における取組>

③-1 施設の長寿命化

131施設で「長期保全計画(30年間)」を策定し、予防保全型維持管理を実施

③-2 計画的な更新・改修

「更新・改修方針(10年間)」を策定し、緊急性が高いものから優先的に事業化

※庁舎等の公用の建築物：施設数で約8割(389施設/494施設)
面積で約3割(約420千㎡/約1,500千㎡)

- 着実に老朽化対策を進めるためには、令和3年度までの時限措置となっている公共施設等適正管理推進事業債の延長が不可欠である。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が急務となる中、公共用および公用の建築物の早期ZEB化や木造化・木質化、長寿命化も含めた脱炭素化に資する更新・改修等に率先して取り組むため、公共施設等総合管理計画の指針等に脱炭素化を位置付けるとともに、同事業の拡充が不可欠である。

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容：フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容：新型コロナウイルス感染症により、電子商取引等は拡大が続くと見込まれる。新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること。

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182/3237
総合企画部情報政策課地域デジタル化連携推進室 TEL 077-528-3380
(2) 総務部行政経営推進課経営企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3290/3237
(3) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211



新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置

- 新型コロナウイルスの感染防止対策に躊躇なく取り組むため、地方創生臨時交付金の増額・継続等をはじめとした財政措置をお願いしたい。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 地方創生臨時交付金の増額・継続

- 第5波において爆発的な感染拡大の要因となったデルタ株をはじめとした変異株の拡散防止など、今後更なる感染症対策を行うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額および令和4年度への継続が必要。

(2) 協力要請推進枠交付金・即時対応特定経費交付金の見直し

- 基本的対処方針に基づいて行う感染対策に伴う地方負担軽減のため、まん延防止等重点措置地域における大規模施設等への協力金の地方負担割合(40%)の軽減、即時対応特定経費交付金の対象事業に係る期限撤廃・交付基準の引下げなどの財政措置が必要。

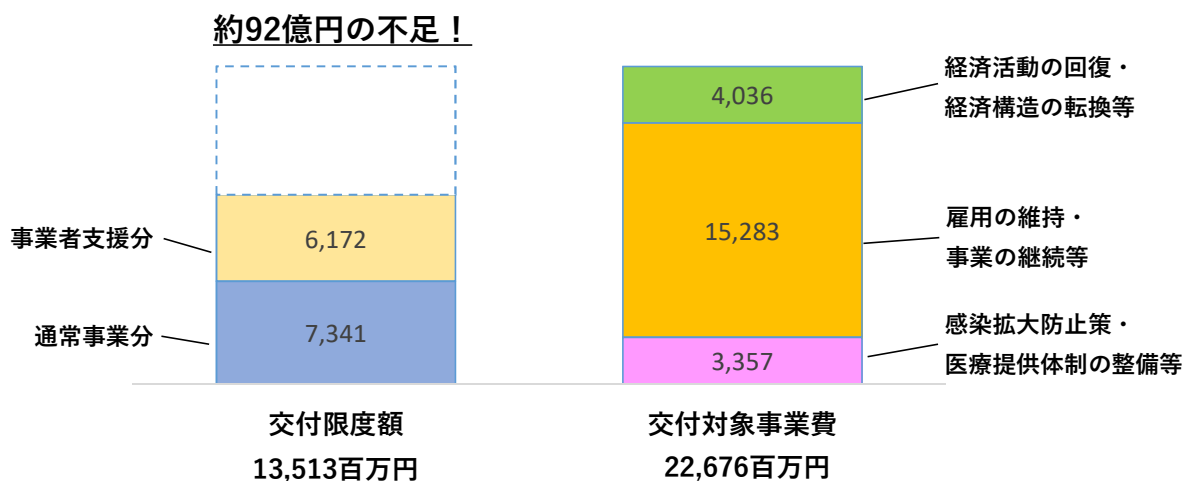
2. 提案・要望の理由

- 新型コロナウイルス感染症第5波においては、感染力の高いデルタ株がこれまでにない爆発的な感染拡大をもたらし、本県も令和3年8月8日にはまん延防止等重点措置を実施すべき区域、8月27日には緊急事態措置区域に追加。
- これに伴い、本県でも飲食店等に対する休業要請等やイベント等の開催制限など、基本的対処方針に基づく感染防止対策を実施。
- 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な事業については、地方創生臨時交付金が措置されているが、感染拡大の長期化により地方負担額が交付限度額を大きく超えている状況。
- 地方公共団体が躊躇なく感染防止対策に取り組むため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や令和4年度への継続、協力要請推進枠交付金・即時対応特定経費交付金の見直しなどにより更なる地方負担の軽減が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 臨時交付金の交付限度額と事業費 (通常分・事業者支援分)

感染拡大の長期化により、交付限度額を大きく超える地方負担が発生。



※ 令和3年10月時点の実施計画

(2) 臨時交付金を活用した主な事業

感染症拡大防止策や事業の継続、経済活動の回復など、新型コロナウイルス感染症に対応するための様々な事業に臨時交付金を活用。

今後さらなる対策を行うため、臨時交付金の増額、令和4年度への継続など地方負担額の軽減が必要。

(単位：千円)

事業名	概要	事業費
事業継続支援金	感染症の拡大により影響を受けた県内中小企業等を対象として、事業継続のための支援金を支給。	4,210,000 (4,210,000)
「今こそ滋賀を旅しよう！」宿泊周遊キャンペーン事業	県民の方が感染対策を取りながら、県内の宿泊施設に宿泊、周遊することを応援するため、宿泊等代金の補助とクーポンの提供を行うキャンペーンを実施。	1,031,588 (1,031,588)
イベントベースサーベイランス実施事業	感染症の感染拡大の恐れがある状況を早期に探知し、感染拡大を抑止するためイベントベースサーベイランスを実施。	1,027,558 (1,027,558)

※ 事業費の括弧書きは交付金充当額

担当：総合企画部企画調整課企画第一係
TEL 077-528-3313